

平成25年第1回
農林水産省政策評価第三者委員会
議事録

農林水産省大臣官房評価改善課

平成25年第1回農林水産省政策評価第三者委員会
議事次第

日時：平成25年5月20日（月）16:00～19:20
場所：農林水産省第2特別会議室（本館4階）

1 開 会

2 挨 捶

3 議 事

- (1) 平成25年度の政策評価の対象と進め方について
- (2) 平成25年度実施政策の事前分析表（案）について
- (3) 総合評価書（案）について

4 閉 会

○三浦評価改善課長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから平成25年第1回「農林水産省政策評価第三者委員会」を開催させていただきます。

私は、評価改善課長の三浦です。本日はよろしくお願ひいたします。

委員の皆様におかれましては、お忙しいところ、大変貴重な時間をとっていただきまして、ありがとうございました。

なお、本日は左近委員が所用により御欠席とのことです。

初めに、後藤政策評価審議官から御挨拶をさせていただきます。

○後藤政策評価審議官 政策評価審議官の後藤です。よろしくお願ひいたします。

委員の皆様方におかれましては、御多忙の折にもかかわらず、また本日は雨でお足元の悪い中を平成25年第1回「農林水産省政策評価第三者委員会」に御出席いただきまして、厚く御礼を申し上げます。

本日は、左近委員が御欠席となっておりますけれども、8名の委員の皆様に御参加いただいております。昨年9月以降、左近委員、畠山委員、速水委員には御留任いただきまして、6名の新たな委員の方に御就任いただいております。これからどうぞよろしくお願ひいたします。

さて、年度が改まりまして、初回となります本日の政策評価第三者委員会では、今回見直しを予定しております25の指標を中心に、平成25年度政策の目標設定などにつきまして御議論をいただくこととしております。

またあわせて、総合評価を行った農林水産分野の地球環境対策についても御意見をいたすこととしております。

農林水産省の平成25年度政策の目標設定は、政策の実効性をしっかりと確保する観点から、非常に重要なことと考えております。このため、十分な検証を行った上で、適切な目標を設定することが必要であります。委員の皆様におかれましては、どうか忌憚のない御意見を賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

○三浦評価改善課長 それでは、ただいまの挨拶にもありましたが、改選後の初めての第三者委員会ということでございますので、本日御出席の委員の皆様の御紹介を私からさせていただきます。

株式会社フジテレビジョン報道局取材センター経済部長兼解説委員の大山泰委員です。

小池手造り農産加工所有限会社代表取締役社長の小池伊佐子委員です。

慶應義塾大学大学院法務研究科教授の橋本博之委員です。

水山養殖場場主、牡蠣の森を慕う会代表 NPO法人森は海の恋人理事長の畠山重篤委員です。

速水林業代表の速水亨委員です。

婦木農場代表の婦木克則委員です。

三谷美重子税理士・社会保険労務士・行政書士事務所所長の三谷美重子委員です。

親子食育サークル「食と環境のひろば・Leaves」代表 りっとう教育ファーム推進ネット

トワーク庶務の渡邊さおり委員です。

次に、本委員会の資料ですが、会議終了後、農林水産省のホームページ上で公表することとしております。また、会議の議事録につきましては、委員の皆様に御確認いただいた上で、発言者の氏名とともに公表することになっておりますので、あらかじめ御了承願います。

それでは、早速議事に入らせていただきます。

まず「平成25年度の政策評価の対象と進め方について」です。

お手元に資料がございますが、会議資料一覧をつけておりますので、不足等がありましたら、挙手いただければ対応させていただきます。

早速ですが、議題（1）平成25年度の政策評価の対象と進め方について、担当から説明をさせていただきます。

○勝野評価改善課課長補佐 それでは、担当から説明をさせていただきます。

資料1 「平成25年度農林水産省政策評価実施計画（案）」をごらんください。こちらについては、毎年度、農林水産省の政策評価について、その年度どういう政策評価を行うかということを決定しているものです。本日の会議資料としてお出ししましたのは、1点、前回の第三者委員会で左近委員から御指摘があった点について反映させていただいているということで、皆様に御説明をさせていただきたいという趣旨です。

「2 実績評価」の（2）の③の後になお書きがあります。「東日本大震災等の影響により把握すべきデータの一部が欠ける指標については、被災地分を除くなどして平成24年度の目標値を改めて設定した上で、対応可能な範囲で実績値を把握し、達成度合を算出して判定を行うこととする」と書かせていただいております。

こちらは、実績が欠けたものでも、最終目標に向けて順調なのか、不調なのかを評価してほしいという御指摘がございまして、平成25年度の評価からはこのような形にさせていただきたいということでございます。

また、（3）のところでは、政策評価と行政事業レビューの連携を図ることを書かせていただいております。これまで評価書の達成手段にある事業については、どの行政事業レビューシートに該当するのかということでそのレビューシート番号を記載させていただきました。今年度はより一層連携をさせていただくということで、夏に開催予定の第三者委員会では、要因分析を行う際に出てくる関連事業のレビューシートをお示しするなどして、連携を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○三浦評価改善課長 ただいまの説明につきまして、何か御質問、御意見等ありますでしょうか。

なければ、引き続きまして、議題（2）「平成25年度実施政策の事前分析表（案）について」に議事を進めたいと思います。

まず、政策分野1～3までと、関連が深い政策分野9について御説明させていただき、

その後、意見交換を行いたいと思います。時間に限りがありますので、説明は簡潔にさせていただき、意見交換の時間をできるだけとりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、政策分野1から説明をお願いします。

○境消費・安全局消費・安全政策課長 消費・安全政策課長の境です。よろしくお願ひいたします。

それでは、冊子の1というところを1枚めくつていただきますと、1-1というページがあります。左上にありますように、政策分野名は「食の安全と消費者の信頼の確保」です。

施策（1）「食品の安全性の向上とフードチェーンにおける取組の拡大」です。

真ん中から下になりますが、一番左の「測定指標」の項目だけ御紹介させていただきます。

（ア）カドミウムの耐容摂取量

（イ）ダイオキシン類の耐容摂取量

1-2ページです。

（ア）GAP導入産地数

（イ）中小規模層の食品製造事業者におけるHACCP導入率

（ウ）生産者等における食品の入出荷記録の保存の取組率

1-3ページです。

施策（2）「食品に対する消費者の信頼の確保」でございます。

測定指標といたしましては、

（ア）生鮮食品の「原産地」の不適正表示率

（イ）加工食品の義務表示事項の不適正表示率

こういった測定指標を設定させていただいております。

次に、恐縮ですけれども、資料3の大きな紙を御覧いただきたいと存じます。「指標の新設・見直し等について（案）」です。

1ページ目の左の②のところに「フードチェーンにおける安全管理の取組の強化」がありまして「（イ）中小規模層の食品製造事業者におけるHACCP導入率」につきましては、平成25年の目標値を設定しておりませんが、右に「見直し予定」と書いてありますように、この案件につきましては、食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法、これにつきましては、平成25年度、今年の6月30日にその有効期限が来るということでして、現在開催されております国会に同法案の一部改正法案を提出しております。

したがいまして、同法案の成立後にどのような目標値が適切かどうかということについて、速やかに検討を行うことにしております。

以上です。

○三浦評価改善課長 政策分野2の説明をお願いします。

○及川生産局総務課生産推進室長 引き続きまして、政策分野2につきまして御説明申し上げます。資料2のインデックスの2のところを開けていただきたいと思います。

政策分野名としましては「国産農畜産物を軸とした食と農の結び付きの強化」になっております。この政策分野2につきましては、国産の農畜産物に対する需要を喚起するとともに、供給面における対応をしっかりとやっていこうといったものです。

この政策分野に施策が2つあります、1つは施策（1）「農業と国民との結び付きの強化」です。各測定指標を掲げさせていただいておりますが、全国的、マクロ的に国産農畜産物の消費喚起、供給拡大を図っていくこと、また、需要に応じた品目別の供給状況等を示すといったことを指標と設定させていただいております。

2-4ページ施策（2）「地産池消の推進」です。例えば直売所の整備等といった指標で評価するという形になっているところです。

それでは、指標の新設・見直し等につきまして、お手元の資料3の2ページ目に該当いたします。

従来、フード・アクション・ニッポンという取組を実施してきたところです。これは国産農畜産物の品目横断的な消費喚起ということを取り組んできたところでして、この推進パートナー数というものを指標としてやってきたところです。

しかしながら、平成25年度より、食料自給率向上に資する国産農林水産物の消費拡大、輸出拡大といったものも一体的に推進に努め、この従来からやっておりましたフード・アクション・ニッポンも組み入れた形で新たに「日本の食を広げるプロジェクト」といったものも立ち上げたといったこともありますので、従来、（ア）に書いています「フード・アクション・ニッポンにおける推進パートナー数」といった指標を廃止し、改めて「「日本の食を広げるプロジェクト」事業の活用による売上向上率」といった指標を新設ということで、平成25年度を基準値として、平成29年度目標値を売上向上率10%向上といった形で設定させていただきたいと考えているところです。

引き続き「（エ）米粉用米等の生産製造連携事業計画の認定数」について、指標の見直しといったこともあわせてお願いしたいと思っております。従来から、米穀の新用途につきまして、新しい用途への転換を利用促進するといったことで、いわゆる米粉・エサ米法という「米穀の新用途への利用の促進に関する法律」といったものを制定して、その運用を図ってきたところです。

これを踏まえまして、生産者と製造事業者等が共同して策定した計画につきまして、認定数を指標として設定しております、これまで平成24年度までに100件といったことを目標値としてきたところでしたが、東日本大震災の影響等もありまして、その目標達成は困難になったといったこともありますので、目標値につきまして平成24年度から2年間延長させていただき、平成26年度までに100件ということで再設定していきたいと考えています。また、その際、基準値につきましても、最新の実績である平成24年度のデータを入れることとして再設定させていただきたいということです。

以上です。

○大角食料産業局総務課長 食料産業局の総務課長です。

引き続き、ファイルの3番「食品産業の持続的な発展」の政策分野です。

これにつきましては、施策としましては「施策（1）フードチェーンにおける連携した取組の推進」あるいは「施策（2）国内市場の活性化」「施策（3）海外展開による事業基盤の強化」がそれぞれありますし、それに基づく測定指標がそれぞれありますが、当局は数も多いもので、もう一つの横長の資料のほうで変更点について御説明申し上げたいと思っております。

資料3の3ページを御覧いただきたいと思います。

「（1）フードチェーンにおける連携した取組の推進」の中の「①フードチェーンの適切な機能の發揮」があります。この中の「（ア）農商工等連携事業の計画認定数」の指標につきましては、平成20年から5年間で500件の計画認定数を目標値として設定しておりましたけれども、計画認定数は順調に推移しておりますし、目標最終年度の平成24年度においては目標値を上回る546件に達しております。したがいまして、本指標については廃止することとし、こちらの政策分野ではないのですが、後ほど申し上げる政策分野9の6次産業化による雇用数、事業収入及び6次産業化の市場規模といった指標で引き続き評価していく形にして、本指標自体は廃止させていただきたいと考えております。

続きまして「（2）国内市場の活性化」です。

この中ほどの「②食品関連企業としての社会的責任に関する取組の強化」の中の「（ア）中小食品関連事業者における企業行動規範の策定割合」の指標がありましたが、この指標につきましては、平成24年度が目標の最終年度となっております。策定することは一定数の目標に達していると考えておりますし、今後は行動規範を策定した事業者がどの程度フォローアップ、見直しを行っているかといったことを見ていきたいと考えております。策定割合から見直し活動の実施率を指標にしていきたいと考えております。

「（イ）食品製造業にCO₂排出量」の指標につきましては、京都議定書におきまして平成25年度以降のCO₂排出量の国としての目標がないということで、この指標自体は廃止させていただき、新たに食品循環資源の再生利用に着目いたしまして、食品リサイクル法に基づきます食品産業における4業種、食品製造業、食品卸売業、食品小売業、外食産業、これらに対して定められております「食品循環資源の再生利用等実施率」を指標とさせていただきたいと考えております。

続きまして、分野が飛びますが、政策分野9です。冊子も9はですが「農業・農村における6次産業化の推進」でございます。

こちらは「施策（1）農業者による加工・販売分野への進出等の取組の促進」「施策（2）地産地消の推進」「施策（3）農村に由来する資源の活用促進」とありますけれども、横長の資料3では6ページを御覧いただきたいと思います。

こちらに「（1）農業者による加工・販売分野への進出等の取組の促進」とあります。

その中の「①農村地域における雇用と所得の確保」ですけれども、まず「(イ) 六次産業化法に基づく総合化事業計画の認定数」の指標です。これも先ほどの農商工連携と同様、平成23年度から5年間で1,000件の認定件数を目標値として設定しておりましたが、既に平成24年度までで累計認定数が1,321件に達しております。既に最終年度の目標値を大幅に上回っているという状況にありますので、本指標については廃止することとしたいと考えております。

今後は、その上にあります(ア)の6次産業化による雇用数、事業収入及び(エ)6次産業化の市場規模といったアウトカムの指標で評価していくようにしたいと思っております。

次の「(ウ) 農商工等連携事業の計画認定数」の指標は、先ほど申し上げたとおりでございまして、同様に廃止したいと考えております。要は、計画の認定数というのが、こういう政策評価の指標としてどうだったのかというところもございまして、働きかけによつてふえていくものですので、むしろ市場規模なり、雇用数といったアウトカム的な指標にしたいと考えております。

「(オ) 地域ブランドの取組主体数」ですが、これにつきましては地域ブランド取組主体数の把握方法のもととなつておりました「食と農林水産業の地域ブランド協議会」というものがありまして、これが廃止されてしまいました。解散してしまつて、数値の把握が不可能になったということにより、この指標自体は廃止することとしたいと思っております。これにかわりまして、平成25年度から創設いたします知的財産の相互的活用の推進事業で、隠れた知的財産を発掘し、データベースとして整備、公表を行い、その活用機会を増やしながら、隠れた知的財産の発掘・活用による売上げの拡大といったデータベースの整備によって、こういった働きかけを行つてまいりますので、この売上げの拡大を指標として新設したいと考えております。

なお、先ほどは申し上げませんでしたが「(ア) 農業者の経営の多角化による雇用数、事業収入」につきましては、よりこの分野に則して、呼称を「6次産業化による雇用数、事業収入」に変えたいと思っております。また、平成23年度12月に実施した調査結果が出ましたので、それに基づいて基準値に数字を記入させていただいております。

7ページです。

「(2) 農村に由来する資源の活用促進」の中の「①農村に由来する資源を活用した新産業の創出」の中の「(イ) 発電電力量に占める再生可能エネルギーの割合」についてです。

この指標につきましては、農山漁村には御承知のとおり、土地、水、バイオマス等再生可能エネルギーに利用可能な資源が豊富にあります。この再生可能エネルギー発電による収入を地域の農山漁村の発展に活用する多様な取組が全国に展開されていくだろうと考えておりますが、選択された資源の種類によって、準備期間、発電量が大きく異なつてまいります。発電量による取組を行い、1カ所の発電量でどんと大きいものがでますと、発

電量を指標にしますと、その中心となる1カ所の割合が上がってしまいます。そのため、むしろ全国にいかにこういった取組が広がっていくかといった観点から、発電量より取組を行う地区数を把握することが適當ではないかと考えております。そのため、指標を「再生可能エネルギーを活用して地域の農林漁業の発展を図る取組を行う地区数」という形に変更させていただきたいと考えているところです。

以上です。

○三浦評価改善課長 それでは、少し駆け足の説明でしたが、ここで委員の皆様から御意見、御質問をいただきたいと思います。ある程度まとまったところで、役所のほうから回答させていただきたいと思います。

どなたかいらっしゃいますでしょうか。

大山委員、お願ひします。

○大山委員 今、資料3を見させていただいていまして、「1 食の安全と消費者の信頼の確保」のフードチェーンの取組の拡大の見直し予定のところで、赤字で書いてあるところですが、まず「『食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部を改正する法律案』の成立後に」ということで、確か6月26日ぐらいまでが今の通常国会ですが、これの審議状況みたいなものがわかれれば教えていただきたいです。

あと、法律の成立後に目標値を策定するとして、例えば平成25年度全体の目標を定めたものの、その目標に現実的に達成できるかどうかの有効性みたいなものの考え方というのはどういうふうになっているのか、もしわかれれば知りたいと思っております。つまり、時期がもう7月とか8月とか9月につくってしまったら、現実にその目標値と時間的なもので間に合うか間に合わないかとか、そういうところがちょっとわからないものですから、その状況でわかる範囲で知りたいと思っております。

○三浦評価改善課長 では、お答えいただけますか。

○大角食料産業局総務課長 食料産業局からデータをお出ししておりますので、こちらから申し上げます。

法案の審議状況は、まだ国会のほうで日程がセットされておりませんので、何日とは申し上げかねるのですが、ただ、私どもとしては、今国会中に成立させたいということで、先生方に今、鋭意働きかけをしております。

言い方は難しいですが、かなり御理解はいただきつつあります。今国会中に審議はできるのではないかと思っております。ただ、具体的な日程は、まだ鋭意調整中です。

それが成立されると、そのときの審議が衆参の農水委を中心にあります。そのときで出てくる議論等も踏まえて、速やかに指標をつくるという形にしたいと思っております。ですので、そう時期も空けずにやりたいと思っておりまして、この第三者委員会は次回8月を予定しておりますが、それぐらいには基本方針も見直して、数字をお示しできるような形のスケジュールでやっていきたいと思っております。したがって、まだ年度は上期ですので、今年度もそれに向けて進めていきたいと思っております。

ちなみに、今、中小規模層のHACCPの導入率は50%となっているのですが、現時点で平成23年度までのデータでは27%となっております。なかなか中小企業の方々では、HACCPの導入にやや負担を感じている方々もいらっしゃいます。私どもは鋭意HACCPの理解を進めますように、いろいろな説明会等もしておりますけれども、そういった努力は引き続き繰り広げながらやっていきたいと思っております。

ちなみに、今度の法改正では、今まで5年ごとに延長してきておったのですが、それを10年にしまして、しかもHACCPを直接導入する前に、HACCPの導入の基盤となりますような、高度化基盤整備という言い方をしているのですが、そういったものをまず人的体制とか、設備面とか、そういったものの計画を作っていただいて、HACCPの導入に先立つ環境整備から支援していこうという法体系に変えるべく見直しをお願いしております。こういったものも含めて、10年間にHACCPの普及をより進めていこうと、今までの5年よりももっと長期的な視点で考えようと思っております。

そういうことも踏まえての目標設定のことになろうと思っております。

○大山委員 わかりました。ありがとうございます。

○三浦評価改善課長 他にありますか。

速水委員、お願いします。

○速水委員 資料3の3ページの「3. 食品産業の持続的な発展」の(2)の新しくできた②の「(イ) 食品循環資源の再生利用等実施率」の基準値、目標値、平成25年度目標値の中で、例えば基準値が食品産業で94%になっていて、目標値が85%になっている。このような数字はちょっとわかりにくいので、ここの説明を少し詳しくしていただければありがたいという思いがあります。

外食産業は多分業態によって随分再利用率は違うのだろうと思うのです。チェーン店だとか、普通の小さな外食産業の単独店だとかによって随分違うのではないかと思うのですけれども、そういう業態の違いによってどういう再利用率が違っているのかというのは、かなり分析としては重要だと思うのですが、その辺をどうされるのか。その2点について御質問をさせていただきます。

○三浦評価改善課長 では、お願いします。

○大角食料産業局総務課長 食料産業局です。

こちらの指標自体は、平成19年11月に食品リサイクル法に基づいて、食品循環資源の再利用等の促進に関する基本方針ということで数値を設定させていただいたものでございます。この目標につきましては、実はこの数値自体は平成24年度までの目標だったのですが、全体的には達成されていないということもあり、この目標を維持したまま当面行うという形になっておりまして、おおむね2カ年はこの目標値のまま行う形になっております。

したがって、平成19年のときに作った目標が食品製造業85%、以下御覧のとおりの目標です。実績値を平成22年度で見ますと、食品製造業については、その目標を既に上回っております。何か基準値が上で目標が下というのは変に見えるのですが、この目標自体は、

その全体トータルのものですので、目標を変えずに分野ごとの目標をそのまま維持するということになっております。

確かに製造業は目標を上回っておりますが、要はだんだん川下といいますか、現場、食べるところに近づくほどリサイクル率が下がっていくという状況にあります。これはやはり取組の困難度の差といいますか、製造業の現場で出るものというのは、比較的均一のものが出てきます。これをリサイクルに回す取組も取組やすいということになりますが、特に外食産業、小売とかに聞きますと、もちろんいろいろな食材がいろいろな形で混じって出てきまして、これをリサイクルに回すものをどこまで分別するのか、いろいろな問題がありまして、特に食に近い場面になると、なかなか目標どおり進んでいないという状況にあります。私どもとしましては、この外食産業の方々でも、よりリサイクルに取組やすくなるように、単にリサイクルをしておけというだけではなくて、リサイクルの活用の方法といいますか、そういうもののをもっと細かく分別しなくて可能なような形でガス化とか、こういったものも含めて、いろいろなリサイクルの手法も検討しながら、リサイクルの普及を進めていきたいと思っております。

今、食料・農業・農村政策審議会と中央環境審議会で、合同の検討小委員会のような会議を開いておりまして、その取組について、いろいろな見直し、点検を行っているという状況にあります。

○三浦評価改善課長 よろしいですか。

○速水委員 はい。

○三浦評価改善課長 では、渡邊委員、お願いします。

○渡邊委員 ありがとうございます。

今、同じ「(2) 国内市場の活性化」の指標の上の部分なのですけれども、先ほどHACCPの中小企業に導入するまでの基盤づくり働きかけというのは何となくイメージがついたのですけれども、企業の行動規範を策定するようにということで、どのような働きをされて、簡単に目標値を超えたのかというところをお聞きしたいです。

○三浦評価改善課長 お願いします。

○大角食料産業局総務課長 続きまして、食料産業局です。

これは食料品業界におけるコンプライアンスの徹底ということで、こういったコンプライアンスを進めていくような取組の留意点のような小冊子をつくって、それを各業界に広めて、それに合わせて行動規範をつくっていただきたいということを鋭意働きかけたところです。

現時点では、平成24年度で策定割合が、この企業というのは何をもって企業なのかということがありまして、私どもはアンケートで調査しておりますが、その対象は平成24年度では1,269社ほどアンケート調査をとらせていただいておりまして、その中で1,013社、ちょうど8割が策定しているという形でございます。

ですので、一応コンプライアンスを意識して、企業行動規範をつくるというところはか

なり広まってきていると考えております。ただ、規範の中身をいろいろ見ますと、非常に細かいものから、簡単なものまでいろいろあります。あるいは作って終わりというのでは仕様がありませんので、これからはそれをどのように、毎年変える必要はないかもしれません、いかにきっちりとそれを実施しているのか、点検しているのか、そういった点をやはり調査していって、その割合を指標として策定していきたいと思っているところです。

○三浦評価改善課長 よろしいでしょうか。

○渡邊委員 はい。

○三浦評価改善課長 では、他に御質問等ありましたらお願ひします。

三谷委員、どうぞ。

○三谷委員 資料3の6ページ、6次産業化の推進というところで、目標を到達して、ごく短い期間に1,300ほどの認定数があったという報告ですけれども、私は山形なのですが、非常に多額の設備投資もかかるということで、地元ではこの6次産業化の対応は遅れているという認識を持っています。現実に全国で1,300件ほどの認定数があったということですけれども、主要な事業の内容の資料は農水省でお持ちなのでしょうか。どういった事業体が認定されているのか。そういうところをできれば教えていただけるとありがたいです。

○大角食料産業局総務課長 食料産業局です。

認定は農林漁業者、あるいは組織する団体もよろしいので農協等でも結構なのですが、自ら生産している農林水産物を使って、新しく加工に取り組む、あるいは新しい販売方式を導入する。直売所をやるとか、こういった計画をつくった場合に大臣が認定するというスキームになっております。

ですので、取り組もうという計画がいいかどうかを見させていただいているものでして、事業が実際行われる前に計画の認定数でやっておったのです。この計画の取組自体で多いのは、やはり野菜とか果物とかの加工、ジュースをつくるとか、野菜なり、果物系の加工品をつくるという計画が多いわけです。あるいは直売所なども一部あります。ちょっと数字は持ってきておりませんが、そういう形が多くあります。もし何でしたら、後ほど資料はお届けしても差し支えありません。

それで、どうしても野菜なり、果物なりが多い地域は取組が進んでいる状況にありますて、水田を中心とする水田、稲作、単作の農業経営が多いところは、6次産業化の取組が比較的遅れているというのは、どうしても傾向としてはあります。というのは、米の加工は難しい。今、米粉とか米粉パンとかありますけれども、野菜、果物に比べると難しいという状況がありまして、なかなかいわゆる日本海側から、東北、北陸の日本海側のほうが若干遅れ気味だというのは、そのとおりかと思っております。

指標の話で申し上げますと、今、申し上げたとおり、計画を作ったのが、指標の評価として6次産業化の取組なのかというのもありますて、こういうアウトカムという点からしますと、計画を作るだけではなくて、それに基づいてどれだけマクロベースですけれども

雇用が伸びたのか、収入が伸びたのかという指標のほうがより適切なのかということで、今回からそちらに重点化したいという考えです。

○三浦評価改善課長 速水委員、どうぞ。

○速水委員 たびたび失礼します。

資料3の7ページの（イ）再生可能エネルギーのところですが、この文脈だけ読むと、再生可能エネルギーですから、電力だけではなくて、熱量なども全部エネルギーとしてカウントできると思うのですけれども、下のポツの説明のところを見ると、収入を注目しているということで、下の注を読むと、発電という行為に集中しているように見えるのですが、どうなのでしょうか。

○大角食料産業局総務課長 この指標では、発電を行う取組を指標として捉えております。①全体で見ますと、バイオエタノールの製造コスト等々発電にかかる部分も入れておるのですが、この取組自体は、再生可能エネルギーを用いて発電の推進をするという、今国会には出せていないのですが、先の通常国会から出しております法案がありまして、次の臨時国会で廃案になり、次に出すべく、今、準備している法案があるのですけれども、あれに係る取組を中心に測定していきたいと思っておりまして、ここは発電を念頭に置いております。

○速水委員 そうすると、例えば再生可能エネルギーを使った熱量利用という部分というのは、どこかでチェックされているようなことはないですか。ありますか。ここではなくて、他の取組でそういうものをチェックするものはあるのでしょうか。

農業というのは、施設園芸も含めて、熱エネルギー利用というのは結構多いと思うのです。ヨーロッパなどでも、再生可能エネルギーというのは、発電ももちろんあるのですけれども、熱エネルギー利用というのが基本的には効率がいいと言われています。また、バイオマスエネルギーでの発電というのは、それほど高い効率を見込めないというのは一般的です。そういう意味では、熱量利用というものをどこかに置いておくと、例えば食料生産などでもかなり熱量を使うわけで、熱量だけを使っていてもかなりメリットが出てくるところもあると思うのです。

ただ、収入ということを前提に話をすれば、発電ぐらいしか今なかなか売りにくいくらいと思いますので、これはここで今、言われたとおりの法律との関わり合いでそういう数値を使うのでしょうかけれども、他で再生可能エネルギーでの熱量をチェックされているところがあるのかということです。

○及川生産局総務課生産推進室長 生産局生産推進室長です。

直接熱量という概念ではないのですが、後ほど中目標が変わるので御説明しようと思っておりますが、政策分野8のほうで施設園芸・農業機械の省エネ化といった目標設定がありまして、御存じのとおり、今、速水委員から話があったとおり、木質バイオマス、ペレットを施設園芸で使っている部分も含めて、そういった省エネという形での指標としての取り入れはやらせていただいているということです。

○速水委員 ペレット等の話も当然あるのですけれども、結構ドイツなどですと、御存じのように、畜産の排泄物を使ってガス発電にしたりとか、かなり熱利用というのは多いと思うし、日本でも考えてみれば熱利用で、トータルとしてさまざまな形で使えると思うのですけれども、どうも農林水産省全体的に熱利用をトータルとして評価していこうというところが発電に比べると、はっきり言えば少し熱心ではないと。もう少し単純なところで、熱利用というところに注目をしていくと、どこかに施設園芸だけではなくて、バイオマスの熱利用というところをどこかに指標でチェックしていって、それをふやしていくような仕組みをつくっていかないと、発電だけでは全てができるわけではないと思いますので、多くの地域では熱利用ならばやってみようかというところが結構出てくるのではないかと考えています。最後は意見です。

○三浦評価改善課長 ありがとうございました。問題提起として受けとめさせていただきます。

それでは、他にありますか。

婦木委員、どうぞ。

○婦木委員 今の速水委員と同じところで、再生可能エネルギーを活用した地域の農林漁業の発展を図る取組を行う地区数という指標になっております。この地区数の地区はどういうものを想定しているのか。私の町内では、ある自治会が自分たちで出資をして、地域内にある遊休地に発電のものを建てて、それを自治会の収入にしているという取組をされているところもあります。

この農林漁業の発展を図ることの取組になると、農林漁村の発展という部分でやったほうが、よりその範囲が広がるのではないかと思うのですが、そのあたりの地区的取組の状況とどういうものを想定しているのかということを教えてください。

○大角食料産業局総務課長 あまり具体的ではなくて恐縮ですが、この取組は、単に農村の農地を使って太陽光発電をします、あるいは小水力発電をしますというだけではなくて、そういったものの収入を生かして、地域の農林漁業をいろいろな意味での発展といいますか、推進に寄与するような、そういう取組をしている地区という考え方をとっておりまして、例えばいろいろな共同施設、道路や水路の管理とか、そういったものの費用に収入の一部を充てるなり、そういう取組を行っている地区という形で考えていきたいと思っております。

ですから、市町村単位というよりは、営農の広がっている取組の単位をお考えいただければと思います。ですので、その場合の地区というのは、いろいろな概念があって、広く見れば、例えば土地改良区なり、農協なりのそういう単位にもなりましょうし、あるいは地域で行っているような営農集団といいましょうか、そういう取組の単位ということもあるうと思っております。

すみません、明確に大きな一定の単位でというのは、その取組の内容で見ていきたいと思っております。

○婦木委員 いわゆる発電を主に想定されると、売電という形が多いと思うのです。その売電した収入をいわゆる農村地域の農林漁業の発展に活用するという文言がここにある以上、そのような点検をしなければいけないということになるのですが、そういう理解でよろしいですか。

○大角食料産業局総務課長 左様です。

売っているだけというのではなくて、売電収入をもって、先ほど申し上げたような農林漁業の発展に寄与するような何らかの取組にその収入を生かしているといったような場合を想定しております。

○婦木委員 続けてお願ひします。

いろいろあるのですが、いわゆる6次産業化の農商工連携の事業の計画認定というのは、具体的な認定数ではなくて、アウトカム指標になったと。それは私自身としては評価できる部分かと思っております。

それであるならば、3ページの横開きの部分ですが、(ア)の計画認定数が増えたよというものがあるのですが、(イ)の食品関連業者と農業者の連携に向けての商談件数という、例えば商談件数が増えたよというのではなくて、具体的に例えばそれによって農業者の売上げが上がったとか、その方がよりアウトカムになると理解しておりますが、できるだけ全体的にそのような視点で目標を設定していかれるというのが今後の方針であればありがとうございます。

今回はそういう点が出ているというのは非常に評価しております。今後そのような方向で全ての指標が、いわゆる具体的な商売ベースで売上げが上がったとか、そういう形に少しずつ変わっていくものを期待しておきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○三浦評価改善課長 どうぞ。

○大角食料産業局総務課長 すみません、今、委員がおっしゃられた3ページのところは「フードチェーンにおける連携した取組の推進」というところのもので、連携をどうしているかという項目だったので、ここでは商談件数となっておりますが、今、おっしゃられました農業者の収入、売上げが伸びたかという意味ですと、こちらですと6ページの政策分野9の6次産業化のほうに、今回直す指標の名前ですと「6次産業化による雇用数、事業収入」ということで、6次産業化の取組によって、個々にはいろいろ出てきますが、マクロベースでどれだけ雇用数、事業収入が増えたかといった指標に一本化させていただきたいと思っているところです。

○婦木委員 ありがとうございます。ぜひそのような視点でお願いしたいと思います。

もう一点よろしいですか。6次産業化の今のところで、(ウ)農商工連携事業につきましては、恐らく本農林水産省も関わっておるのですが、例えば経産省だとか、そういうところが中心になっている部分もあります。

それから、先ほどのHACCPの部分がありますね。例えばそういうところでありましたら、

厚労省が非常に大きく関わっております。そういう、いわゆる横のつながりといいますか、そういうものがなければ、なかなか事業的に有効に推進するというのは非常に難しい面があるかと思いますし、現場においては、農水省の方もいらっしゃるし、厚労省の方もいらっしゃるし、いろいろな場面があるわけです。そのあたり、非常に難しい面があるかもしませんが、ぜひとも連携を密にしていただいて、具体的に実績が上がりますように推進し、その指標が確実に実行されることを期待しておきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○三浦評価改善課長 何かありますか。

○大角食料産業局総務課長 おっしゃるとおりですので、やらせていただきます。

農商工連携法は、経済産業省と私どもの共管の法律ということで、両者相まってやらせていただいておりますし、HACCPのほうも、HACCPの認定そのものは厚労省が直接やっていくわけではないですけれども、厚労省が中心にHACCPの認定に関わるものについてはやつておられますが、1ページ目に書いてある食品の製造過程の云々という法律につきましては、共管で連携しながらやらせていただいております。

いずれにしても、おっしゃるとおり連携は非常に大事だと思っております。十分連絡をとらせていただきながら進めていきたいと思っております。

○三浦評価改善課長 それでは、他にいらっしゃいますか。

小池委員、お願いします。

○小池委員 とても簡単な質問で申しわけないですけれども、私の地区は中山間というところで、農業という人と、農家という人と、農地という名前のものはいっぱいあるのですが、農地と言っても、もはや機械化を進めるというよりは、林になった方がいいのではないかという傾斜地で、農業と言っても、三ちゃんだったおじいちゃん、おばあちゃんも亡くなって、母ちゃんという人もおばあちゃんになりました、若い方はお務めに出られているので、農地というものをどのような状態のもの、農地として登記されているものを農地としてカウントされているのか。販売農家という言葉があるのですが、月3万円とか5万円とかで扶養家族に近いような、放ってはおけないので作っているというような高齢者の生きがいづくりに近い販売農家というのもあるのではないかと思うような状況なので、農水省のここで使われている「農地」というものと、「農家」という規模と、「販売農家」というものがどういう前提で語られているのか。最初のスタートで申しわけないですけれども、それを教えていただきたいと思います。

○三浦評価改善課長 お願いします。

○加藤農村振興局農村計画課農村政策推進室長 農村振興局です。農地の定義につきまして、私から概略を説明させていただきます。

「遊休農地」とか「耕作放棄地」ですとか「荒廃農地」といった言葉がいろいろ使われております。

まず、耕作放棄地という言葉なのですが、こちらは農林業センサスです。5年に1度

やられております全農家を対象とした調査におきまして耕作放棄地の面積を把握しております。定義から申しますと、以前耕地であったもので、過去1年以上作付けをしていない。加えて、この数年の間に再び耕作する考えのない土地ということで、農家が1年間何も作っていません、この先もつくる意思がないというものを耕作放棄地と捉えております。こちらの面積が大体センサス上で約40万ヘクタール存在しているということで、この耕作放棄地をいかに活用なり、再生利用していくかということが今、政策の大きな1つの課題になっております。

一方、遊休農地というものは、現況、農地法におきましては、現に耕作の目的に供されていないということと、引き続き耕作の目的に供さないと見込まれるという農地です。あるいは農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地利用に比べて著しく劣っていると認められる農地です。主に農業委員会が各市町村にありますので、農業委員会から見ても、ここはきちんと利用されていないというものをいわゆる遊休農地と言っております。

荒廃農地という言葉もあるのですが、これもかなり重なる部分はあるのですけれども、やはり実際に耕作されていないということと、通常の農作業では、作物の栽培が客観的に難しいであろうというものは荒廃農地と呼んでおります。こちらはそれぞれ統計上の把握の仕方とかがあるのですけれども、いわゆる荒廃農地につきましては、市町村を通じまして、再生利用できるかできないかという色分けを数年前に行いまして、先ほど委員から御指摘のあったように、もう少し労力なり手間をかけても農地に戻すことが難しいというところは山に返しましょうと。あるいは手をかければ、また農地として利活用できますというところについては、そういう方向で農地に復元していきましょうということで、今、取組を進めている状況にあります。

○浅川経営局総務課長 経営局です。

次に農家ですが、通常、統計などで使っている定義ですけれど、「経営耕地面積が10a以上の農業を営む世帯、または経営耕地面積が10a未満であっても統計調査日の1年前における農産物販売金額が15万円以上あった世帯を農家」として定義をして使っております。そのうち販売農家ですけれど、これらの農家のうち、「経営耕地面積が30a以上、または統計調査前の1年間における農産物販売金額が50万円以上の農家を販売農家」と言っておりまして、それ以外の農家を「自給的農家」と定義をして使っているところです。

○小池委員 ありがとうございます。

○三浦評価改善課長 後ほど、次の政策分野5と6のところでも出てきますので、またそのときに改めて説明させていただきたいと思います。

分野1～3と9につきまして、他にありますか。

橋本委員、お願いします。

○橋本委員 先ほどアウトカム指標にシフトするという御説明がありまして、私もそれは大変結構なことだとお伺いしていたのですけれども、よく見てみると、要するにアウトカム指標と言われているものは、6次産業化のところも、6ページの①の（ア）とか

(エ) というのは、今までも指標として用いられています。ですから、アウトカム指標にシフトするといつても、結局それは計画認定数の指標をやめるということであって、従来あったアウトカム指標は今後もやりますということになります。

そこの言いぶりといいますか、前のほうで計画認定数などについては、もう目標を達成したからやめますと。これは非常に納得できる話で、そのとおりだと考えますが、だから今後はアウトカム指標でと書いてあると、それは新たにアウトカム指標を導入して類似するという誤解を呼ぶおそれがあるのではないでしょうか。そこはいかがでしょうか。

○大角食料産業局総務課長 御指摘のとおりでして、新しく指標を差し替えたわけではありません。

ですから、計画数については目標を達成してしまったので、まずは落とします。あとは、従来からあったアウトカム指標に重点化してということなのですが、アウトカム指標をもって評価していくようにしていきたいと、まさにおっしゃるとおりです。

○三浦評価改善課長 大山委員、どうぞ。

○大山委員 関連して、今の政権のというか、成長戦略で農業を位置づけていることとの絡みというのは、ここで具体的に何か私のほうが観点を述べるのは適切かどうかわからないのですが、今のアウトカム指標に絡めて、例えばかなり野心的で具体的な何か目標値を掲げるとか、そういうやり方というのはあるのですか。

私も今、アウトカム指標のイメージというか、概念がよくわからないところもあるので、その辺を教えていただきたいというか、成長戦略との平仄を合わせるような何か目標の打ち出し方があるのかとか、そういうことをお聞きしたいです。

○三浦評価改善課長 どうぞ。

○大角食料産業局総務課長 引き続き食料産業局ですが、成長戦略は今回かなり大きな目標を出しておりますが、あれに関係する数字といたしましては、この中には2点あります。

1点は、資料3の6ページで申し上げますと、6次産業化の市場規模が1兆、3兆とありますが、実はこの5年後に10兆円というのを目標として掲げております。ただ、この政策評価上は、より近いところの目標値から考えていくこうとしていますので、5年後の3兆円を出しておりますけれども、これは作った平成22年当時の話ですが、5年後に3兆、10年後に10兆。今回の成長戦略もその10兆円をベースに考えております。

もう一つ、輸出です。農林水産物の食品の輸出額を1兆円水準としております。今回の成長戦略の中でも、この1兆円というのを前提に、この金額自体はえていなくて、1兆円を前提にしているということで、成長戦略と連動といいますか、成長戦略の中にも踏まえた数字がこちらでも使われているということです。

ちなみに、成長戦略では、今までの輸出戦略の金額をうたっているだけで、具体的な品目別の戦略に乏しいところがありまして、今回それを品目別に具体的な戦略をつくっています。このことが今回の、先日、総理なりが発表された中に基づいて進めようと考えております。

○大山委員 わかりました。

○三浦評価改善課長 よろしいでしょうか。

それでは、大分質問も出ましたので、次のテーマに移らせていただきます。

続きまして、政策分野5～8、10、11について説明させていただきます。

○浅川経営局総務課長 それでは、政策分野5と6につきまして、変更点を中心に説明させていただきたいと思います。

政策分野5「意欲ある多様な農業者による農業経営の推進」です。

資料3の4ページを御覧いただきたいと思います。

その中で変更したところですが「(3) 意欲ある多様な農業者による農業経営の特性に応じた資金調達の円滑化」です。資料2の事前分析表では5－3ページになります。

これまで日本政策金融公庫の融資規模と借入手続の所要日数を測定指標としていたところですが、昨年実施されました農林水産省行政事業レビューの公開プロセスにおきまして、「成果目標の設定に工夫が必要である。その先の成功に対する評価の視点というのを加えるべきだ」という御指摘。また、「経営規模の拡大などの具体的成果を確認する必要がある」といった御指摘を受けたとおり、政策的な制度融資を農業者が活用した結果、経営の改善が図られたかどうかというところを目標にすべきだと考えまして、目標及び測定指標を変更しております。

具体的には、目標について、これまでの「農業者の資金需要に応じた資金調達の円滑化」から、「農業者の資金需要に応じた資金調達の円滑化による農業経営の育成」に変更しております。また、測定指標につきましては、昨年までの測定指標を変更いたしまして、担い手と言われる農業者を対象として、「経営改善のための施設投資や運転資金を総合的に融資する『スーパーL資金』の融資先の借り入れから5年後の売上金額の増加」を測定指標とし、これによって融資制度の効果を図ることにしたいと考えております。

加えて、この売上金額の増加の度合ですけれど、「融資の実施前より15%以上増加」としております。これは直近5年間で農業者平均売上金額の増加率が統計で7.5%でして、中でもこういう制度融資を活用して、経営発展に取り組むような担い手と呼ばれる人々は、将来、日本の農業を引っ張っていく方であり、平均の2倍以上は増加していただかなといけないと考え、これを目標と設定しているところです。

そのほか、資料2の5－5ページ以下の政策手段という一連の表がありますけれど、こちらは平成25年度現在の事業なり、政策の名称、内容、予算額などをそれぞれ変更しているところです。

次に、政策分野6ですが、資料3の5ページになります。

「(2) 耕作放棄地対策の推進」ですけれど、資料2の事前分析表では6－2ページになります。

平成23年に実施いたしました農村振興局によります「荒廃した耕作放棄地等の状況調査」におきまして、「荒廃した耕作放棄地」という用語を、調査の中で「荒廃農地」とい

う言葉に改めまして、また「解消」という言葉を「再生利用」と用語を改め、調査としての整合性を他の調査と合わせたことによる用語の変更をしております。

このほか、目標値と年度ごとの目標値は変更しておりませんが、各年度の目標値につきましては、荒廃農地の再生利用に係る進捗状況などを踏まえまして、必要に応じ、補正することにしております。

この部分につきましては、昨年までは「市町村の解消計画の集計結果」としておりましたが、解消計画という制度を廃止したことによりまして「荒廃農地の再生利用に係る進捗状況等」と文言の変更を行っております。

また、資料2の6-3ページ以下の政策手段につきましては、先ほどと同様、平成25年度現在のものに政策の名称、内容、予算額等を変更しているところです。

資料の説明は以上ですけれど、事前説明の際に小池委員から、「飯田市周辺の地域ではIターンでの新規就農者が増えているので、これらを支援する事業に取り組んでいただきたい」という要望があった件についてお答えをさせていただきたいと思います。

現在の政策ですけれど、就農の準備段階から経営を開始した段階におきましては、やはり経営が不安定でありますので、国としてもきめ細かな支援を行っているところです。

具体的には平成24年度からですけれど、この就農準備段階の2年間、就農開始段階の最高で5年間、つまり最高で7年間ですが、年間1人当たり150万円という支援を新規就農者の方に行っておりますし、また、新規就農者の方に対して研修などを行い、早く独り立ちしていただくような、そういう取組を行う学校ですか、先進農家につきましても研修に係る費用を助成することを行っているところです。

これらの政策につきましては、来年度以降も現場の声なども踏まえまして、見直し、拡充をしていきたいと考えております。

以上です。

○加藤農村振興局農村計画課農村政策推進室長 農村振興局です。よろしくお願ひします。

資料3「指標の新設・見直し等について（案）」でいいますと、私どもは5ページ「7. 農業生産力強化に向けた農業生産基盤の保全管理・整備」、7ページ「10. 都市と農村の交流等及び都市とその周辺の地域における農業の振興」、8ページ「11. 農村の集落機能の維持と地域資源・環境の保全」、この3分野を担当しておりますが、平成25年度において指標等の見直しを行なうことはありません。

これらの政策分野のうち、政策手段の主なもの、予算額の大きいものということで、政策分野7のうち、「農業用排水施設の整備・保全（直轄）」事業について御説明をさせていただきます。資料2でいいますと、7-3ページ目の一番上（5）の事業になります。

この農業用排水施設の整備・保全ですが、この事業につきましては、受益農地の面積が水田でおおむね3,000ha、畑地でおおむね1,000ha以上の地域を対象といたしまして、特に大規模な農業用排水施設の改修・整備を実施し、農業用水の安定供給や農地の良好な排水性の確保を目的として実施しているものです。

具体的には、用水対策といたしまして頭首工、揚水機場、用水路、排水対策といたしましては排水機場、排水樋門、排水路等を整備いたしますとともに、ダムなどの大規模な水利施設によります治水、または利水が複数の県にわたる場合ですとか、あるいは複雑な操作を必要とする場合についての施設の管理を実施しているというものです。

また、施設機能の監視や診断をもとに、劣化の状況に応じた適時適切な補修、更新等を行う長寿命化対策を実施いたしまして、食料・農業・農村基本計画に定められました「戦略的な保全管理」を推進しているところです。

これらの事業の実施を通じまして、農業生産を可能とする基礎的条件であります農業用水の安定供給や農地の良好な排水性を確保し、農業の持続的な発展と食料の安定供給の確保に資するということで事業を推進しているところです。

以上です。

○及川生産局総務課生産推進室長 続きまして、最後に生産局生産推進室から、政策分野8 「持続可能な農業生産を支える取組の推進」につきまして御説明申し上げます。

お手元の資料2でいきますと、インデックス8で、8-1、8-2と書かれているのが事前分析表に当たりますが、そのまま資料3でいきますと5ページという形になりますので、資料3の5ページで御説明申し上げたいと思っております。

今、言いました政策分野8 「持続可能な農業生産を支える取組の推進」ということで、施策としましては2つ。

- (1) としまして、環境保全効果の高い営農活動の促進、
- (2) としまして、有機農業の取組の拡大といったことです。

このうち、施策(1)に書いてあります環境保全効果の高い営農活動の促進の部分の指標につきまして、見直しをさせていただきたいと思っております。

まず1つ目としましては、「(イ) 酪農経営の苦情（悪臭、水質汚濁）発生割合」です。これにつきましては、昨年の第2回政策評価第三者委員会で、当時の大熊委員から、苦情件数がそのまま施策目標の進展を示すのか、検証が矮小ではないか、客観性がないのではないかといった御指摘がありまして、それ以降、生産局内でどうしようかといったことで再検証をさせていただいたところです。

そもそも原点に立ちまして食料・農業・農村基本法に基づいてどう書かれているかというと、農業の自然循環機能の維持増進を図るため、家畜排せつ物等の有効利用による地力の増進と記載されているといった点。また、当時、平成11年ごろに家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律というものを制定したわけです。

これに伴いまして、従来、いろいろ悪臭問題の一因となっておりました家畜排せつ物の不適切な処理といったものもほぼ解消となり、今後の施策課題としては、有効利用、利用の促進といったものが主な課題となっているといったことから鑑みますと、今までの苦情といった指標は廃止いたしまして、酪農、畜産も含めまして「エコファーマー累積新規認定件数」及び「化学肥料の使用量の低減」において評価してはどうかと。

すなわち、このエコファーマー累積新規認定件数ですが、このエコファーマーは必ず堆肥施用等により土づくりを取り組むことになっていること。また、必ずしも全て代替するわけではないですが、化学肥料の使用量の低減といったものも堆肥の使用によって低減要因としているところですので、これら既存の指標で評価をさせていただければと考えているところです。

もう一つ「(ウ) 温室効果ガス排出削減にも資する施設園芸・農業機械の省エネ化」を新たに設定させていただきたいと考えているところです。

今、地球温暖化対策といったことで、農業分野においても排出削減の継続的取組が求められているといったことです。特に農業分野におきましては、施設園芸・農業機械におきまして燃油を使用するといったことでCO₂を排出するといったものが、ひとつ大きな排出源という形になっております。この排出量を削減するためには、省エネ化の推進が不可欠です。また、昨今の燃油価格高騰といった問題にも対応する形で、まさに持続可能な農業生産といったものを考えますと、こういった指標というのを新たに設定したいと考えているところです。

なお、目標値等につきましては、今、地球温暖化全体の法律につきまして、国会審議中ということです。政府内で地球温暖化対策計画というものを秋ごろ検討する形になろうかと思います。その際に、具体的に目標を設定していきたいと考えているところです。

また、事前の各委員への説明の際に幾つか御質問があったので、それもまとめて回答させていただきたいと思います。

目標値につきましては、件数というよりはCO₂削減量という形で評価したいと考えております。これは従来、省エネ、特に施設園芸ですと、先ほど話しました木質バイオマスであったり、ヒートポンプといった省エネ機械の台数で大体このぐらいの省エネ率、石油を減らす部分がわかっておりませんので、そういうものからメーカー等の聞き取りによりまして台数を把握した上で、省エネ化率といったものを乗じまして、CO₂発生量まで計算で求めていきたいと考えているところです。

また、今後11月ごろにできます指標につきまして、まだ何も決まっていないのに、そういう量的な概念ができるのかといったことですが、従来の京都議定書の目標達成計画におきましても位置づけて、こういった形で数値を盛り込んでいたところですので、我々としては、そういう定量的な把握も可能だと考えているところです。

長くなりました。すみません、以上です。

○三浦評価改善課長 それでは、今までの説明に対しまして、質問、御意見等がありましたらお願ひいたします。

橋本委員、お願ひします。

○橋本委員 今、最後に説明いただいたところで確認なのですが、このCO₂の削減量は、使用エネルギー量から換算するのではなくて、設備とか機械とか、そちらの性能面で評価することなのでしょうか。

○及川生産局総務課生産推進室長 そのとおりでして、それぞれ省エネ機械ということで、現場で導入されている、先ほど言いました木質バイオマスですと、ほぼ100%代替可能とか、ヒートポンプですと何割とか、そういった省エネ化率での設定という形になります。

○三浦評価改善課長 橋本委員、どうぞ。

○橋本委員 ついでに、これはこの質問事項ではないのかもしれません、1つ出ましたので質問させていただきますと、土地改良事業のお話が出ました。民主党政権になる前は私も審議会にも入れていただいたのですけれども、あれは5年計画で、5年で長期計画の見直しですね。そうすると、昨今、農業の大規模化とか農地の集約といった点についていろいろ政府でお考えになっているということが報道されていますので、そうするとやはり土地改良事業などというのは最も重要な政策ツールになってくるはずです。そうすると、5年ごとという計画期間の話と、今、政策が変わろうとしているということとの関係といいますか、そこはどうなるのかということをお伺いしたいです。

○三浦評価改善課長 どうぞ、お願いします。

○加藤農村振興局農村計画課農村政策推進室長 今、委員御指摘の土地改良長期計画、前の計画は計画期間が平成20年度から24年度ということで定めさせていただいておりました。こちらは食料自給率の向上に向けた食料供給力の強化などの視点から、効率的かつ安定的な経営体の育成と質の高い農地利用、集積などの政策目標の実現に向けて取り組むということを内容といたしまして、平成20年12月に閣議決定させていただいたものです。

一方、民主党政権になりましてから、戸別所得補償制度を導入したり、あるいは食の安全・安心の確保ですか、農山漁村の6次産業化というものを3本柱という形で進めました。平成22年3月には、「食料・農業・農村基本計画」を策定いたしまして、これらに基づきまして、いろいろな施策を推進してきたということです。

また、東日本大震災が発生いたしまして、被災した地域を災害に強い食料供給基地として早期に復興するということが極めて重要な課題ではないかと考えております。

このような状況を踏まえまして、食と農林漁業の再生を早急に図る必要があるということですので、政府全体といたしましては、平成23年10月に「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」を定めまして、その中で土地改良長期計画を平成23年度末を目途に見直すということが決まりましたので、新たな土地改良長期計画、計画期間は平成24年度から28年度ということで、1年前倒しで策定することとしたという経緯があります。

○三浦評価改善課長 ですから、今はその計画に従ってやっているということですか。

○加藤農村振興局農村計画課農村政策推進室長 とりあえず新しい計画をつくりましたので、それに基づいて施策を進めるわけですが、また政権交代になりましたので、いろいろ取り巻く状況、あるいは政権の考え方等がありますので、そこは適時適切に対応していくことになろうかと思います。

○三浦評価改善課長 他にありますでしょうか。

婦木委員、どうぞ。

○婦木委員 失礼いたします。何点かあります。

まことに質問としては難しい質問かもしれないのですが、温室効果ガスの施設園芸・農業機械の省エネ化という部分で、ヒートポンプ、木質チップ等のいわゆる省エネの機械の導入の数による指標だということでした。

私は、普通に考えますと、省エネの機械が幾ら入っても、数が増えれば一緒ではないかという観点を持つてしまうのですが、いわゆる総量ですね。エネルギーをこれだけ使ったらこれだけ排出するのだという、それが我々一般人からすると、そういう指標が普通かなと思うのですが、もちろん省エネのものに現在あるものを変えていくということであれば、それは非常に効果があるのかなと思うのですが、新規でされる場合にそういうものが増えていくと、当然使用量は増えるわけですから、全体としては増えていく可能性がないではないこともありますので、その辺の考え方というものは整理されているのかどうかということです。

例えばエコファーマーとか、化学肥料だと、有機JASとか、いろいろな農産物のものにつきましても、農業者の私としては、栽培したり、生産するというのは、物が売れるから作るわけですね。人がこういうものを欲しいと、そういうものがあつて初めて生産して、物が売れて、収入が得られる。そういう観点からいいますと、例えばお米を1つつくっても、有機質の肥料をたくさん使ったものについては高く売れるというものが確実にあれば、高い有機質肥料でも使います。ところが、初めから安いよということであれば、化学肥料でいいということになりますね。

その辺の政策の方向性というものが、やはり有機質肥料を推進するのであれば、これは農家の販売努力だと言われればそうかもしれないですが、やはりそういう方向をやるのであれば、全体としてそのような政策の打ち出し方、いろいろな部分での政策があるわけですから、そういうものが必要ではないかと思いまして、有機のものでも売れるから生産するのであって、評価されなければ、これはできない。その辺もありますので、ぜひそのような視点を持って、政策について考えていただき、評価の指標を持っていただくとありがたいと思っております。

ですから、この効果ガスについても、冬場にトマトを食べたいからヒートポンプがたくさん要るということになりますね。例えば技術革新によって気温が下がってもトマトが赤くなるだとか、そういう部分での効果というのも恐らくあろうかと思いますので、いろいろな総合的なものの見方をしていただいて、より効果が上がるような方向をとっていただくとありがたいと思っておりますので、ひとつよろしくお願ひします。

○三浦評価改善課長 どうぞ、お願いします。

○及川生産局総務課生産推進室長 生産局生産推進室です。

まさに現場に根差した御意見をありがとうございました。

まず、第1点です。省エネ機械でも多くなれば結果的にはという話だったのですが、あ

くまでも婦木委員からも先ほど御説明がありましたとおり、転換ということで、従来結局燃油をそのまま焚いている方々に対して省エネに切りかえてもらうといったものが基本的にはほとんどの例です。

なかなか施設園芸の世界も新規参入がないわけではないのですが、むしろだんだんと面積も落ちる中で、こういう形で切りかえていって、経営的にも、ある意味で先ほど言った燃油高騰の中で持続的にやっていただきたいということで、我々としては省エネ化というのをどんどん進めていきたいというのが1点です。

2点目としまして、恐らくエコファーマーとか化学肥料の低減の話での有機質肥料の話だと思いますけれども、従来からエコファーマーといったものにつきまして、我々といいますか、県と協力しながらになりますが、県でそれぞれマークをつけて、取引としては、少なくともある意味では消費者、バイヤーにアピールできるような形というのを取り組んでいるといった状況ですし、結果的には、我々としましては、生産現場におきまして、いかに農業者が取り組みやすい環境を作っていくかというのは、今後ともいろいろな形で考えていきたいと思いますが、まずはやはりそういった、これも我々としては土づくりといった基盤的なところもちゃんとやっていただきながら、そういった生産現場で持続性というものを守っていきたいということを考えているところです。

○三浦評価改善課長 よろしいでしょうか。

小池委員、お願いします。

○小池委員 先ほどからこだわっているのですけれども、荒廃農地とかそういうものに対して、一生懸命作っていこうという施策がとられているというのはとてもわかって、新規就農とかというと、新しい若い方が見えて、先ほど言われた150万とかというのもかなり効果を出していて、新規営農者が増えているのですけれども、そこでひとつ、新規営農する方というのは、どちらかというと年間安定的に物が作れるということで、施設園芸をとられる方が多い。そうすると、ある程度の1,000万とかハウスを建てていちごを作るとか、トマトを作るとか、そういう農業を取り組んで、一応年間このぐらいの売上げが見込まれるという計画を立てて就農される方が多いのですけれども、ただ、その計画は、準備型という形で150万いただいてするのですが、次にするとときには、昨年度の農業収入というのがゼロということもあって、施設化するときに1,000万単位の施設をするというときに、農業者ではないのでスーパーL資金とかいうものは該当しないで、JAとかそういうところからの融資ということになると、無職の学生が農業をするのと同じなので、融資枠というのはとても小さくなってしまいます。

実際しようといったときに、その辺が少しいろいろなところの隙間みたいなものができてしまって、市町村によっては施設のほうを建てて、リースでつくらせて、そこを進んでいくという施策をとっているところもあるのですけれども、それだと負担はかかるないので、やめたといってやめてしまうという道筋でもあるので、覚悟を持って就農してくださるという取組になるときに、今は農業で収入を得ていこうというと、ちょっと大き

な施設農業をされる方が多いので、そこにすんなり行けないことがひとつあるというところをお願いします。

あと、荒廃農地というものの分母を減らしてはどうか。先ほど言った農地というものの基盤として、ここまでを農地で、ここまでを作っていくという分母を減らしてもらって、もう農業はできないよという目の前の現状を踏まえると、分母が減ると、どこまでを頑張って作らなければいけないか。ここはもう農地の再生としては違う道、クヌギを植えて林になると言うと変ですけれども、違う保水とか保全とか、違う道として農地をどこまでつくろうという分母を減らして、この数値目標が達成していくことともちょっと考えてほしいということをお願いして、もう75とか80のおばあちゃんたちやおじいちゃんたちが作っているという現状で、少し分母を減らすという物の見方もしていただきたいなというお願いをしたいと思って、何か妙な発言ですみません。

○三浦評価改善課長 どうぞ。

○加藤農村振興局農村計画課農村政策推進室長 農村振興局です。

まず、農地の話がありました。我が国の農地面積は、今も着実に減っているという言い方はおかしいのですけれども、残念ながら460万ha程度しかありません。

他方、「食料・農業・農村基本計画」におきましては、食料自給率50%を目指すということで、国内生産を維持・拡大していくという目標を掲げております。

そういった中で、分母としての我が国の農地面積を減らすという考え方というか、そういう目標は、食料自給率目標との関係から言っても、そういう考え方はとれないという状況でして、逆に耕作放棄地を活用したりとか、当然山に戻す部分もあるのですけれども、再生利用できるところは活用していくこうということで、今、取組を進めております。

今ある農地を水田、畑、フルに活用いたしまして、国内生産力を維持していくということが片方の目標としてありますので、分母としての農地を減らすという考え方はなかなかとりづらいということを御理解願えればと思います。

○小池委員 すみません、何度もやりとりして申しねけないのですけれども、営農というところで何とか荒廃農地を減らして、農業を進めていくこうというのが多分、農水省の1本道筋だと思うのですけれども、営農ということが進んだり取り組まれたりすることは、ある程度の機械が入って、広い面積になるという農地であって、ぽつんぽつんとある傾斜地の農地というのは、そのことには見合わないし、1軒1軒の農家が土着の民としてつくっていたというのも、もう進むべき道ではないので、施策の中で行っても、TPPが行われるとかという流れの中で、現実下げるわけにはいかないと思うのですけれども、反対にでも現実を見ていただくこともあるので、どこかで現実の数字というか、そこが40というのがあるところを引くとすごく下がるかもしれないのですけれども、それが実際の現実だということも思っていただいて、できない農地を農地としてふやそうというのは、55歳の男性の結婚相談員みたいなものかなという、そういうことを思うので、もう少し現実的な数字というのも見えたらしいなと思います。

○浅川経営局総務課長 それから、最初に融資のお話がありましたけれど、スーパーL資金につきましては、全く農業の経験がない人が借りることはできなくなっています。それとは別に、少し限度額は低くなるのですが新規就農者向けの無利子資金がありますし、また、経営基盤の安定していない方は、まず農業法人に従業員として勤めていただいて、そこで実績を積んで認定農家として認定を受けるという道もあります。

個々によって違うと思いますが、それぞれの方の事情に応じたきめ細かいサポートをしていきたいと思っています。市町村にもそのような形で将来の担い手につながるような新規就農者のサポートをするように、私どもも政策をしているところです。

○小池委員 ありがとうございます。

そこはとてもきめ細かくて、手厚いと思っております。

○三浦評価改善課長 それでは、現場からの貴重な御意見ということで、政策の実施に当たって、十分参考にさせていただきたいと思います。

それでは、ほかにいらっしゃいますでしょうか。

なければ、ただいまの説明に対する質疑はここまでといたしまして、ここでちょっと長くなっていますので、10分休憩時間をとりたいと思います。

5時50分から再開ということで、よろしくお願ひします。

(休 憇)

○三浦評価改善課長 それでは、少し早いのですが、皆さんお戻りになられましたので、議論を再開させていただきます。

平成25年度実施政策の事前分析表ですけれども、政策分野12～14の林野庁関係、15～17の水産庁関係でございますが、それぞれ説明を先にさせていただきます。

○佐藤林野庁企画課長 林野庁です。

まず、林野庁関係について御説明をさせていただきます。

林野庁では、森林、林業、木材産業、それぞれについて政策分野を掲げております。

資料2「平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表（案）」を御覧いただければと思います。このうち、12の「森林の有する多面的機能の発揮」、13の「林業の持続的かつ健全な発展」、14の「林産物の供給及び利用の確保」の3分野が林野庁の政策分野です。

本日は、達成目標や測定指標の見直し等を行うということで、資料3「指標の新設・見直し等について（案）」をベースに御説明したいと思っています。

資料3の9ページを御覧いただければと思います。

まず初めは、政策分野12「森林の有する多面的機能の発揮」です。

この政策分野では、6項目の施策を設定しております。このうち、今回達成目標や測定指標の見直しを行いたいと考えておりますのは、10ページの「(5) 国民参加の森林（もり）づくりと森林の多様な利用の推進」です。

この施策は、これまで同じページの左側にありますとおり、3年に1度実施される統計調査に基づき算定します「(ア) 森林（もり）づくり活動への年間延べ参加者数」を測定指標としまして、統計調査が行われない年はa、b、cの補助指標を用い総合的な判定をしてきたところです。しかしながら、平成24年度の統計調査が前回の全数調査から抽出調査となりました。さらに、3年後の平成27年度には、調査方法がさらに変更される可能性があります。したがいまして、測定指標としての継続性や精度が維持できない状況となつております。

したがいまして、達成目標につきましては、平成23年に閣議決定されました森林・林業基本計画に則して、「多様な主体による森林（もり）づくり活動の推進及び森林環境教育の充実」としたいと考えております。

その上で、測定指標につきましても、(ア) 一般国民や様々な企業や団体が登録する「フォレスト・サポーターズ」の登録件数、(イ) 森林に関するCSR活動等を実施する民間企業の割合、(ウ) 森林ボランティア団体数の3つへと見直しを行いたいと考えております。

これまでの測定指標では、団体の直接的な森林（もり）づくり活動ですか、里山の保全利用活動のみに着目しておりましたけれども、これからはこうした新たな測定指標に基づきまして、多様な主体についてそれぞれの立場での森林（もり）づくり活動、森林環境教育のかかわりや広がりを測定することによりまして、本施策の効果の発現状況等を総合的に把握することが可能となるものと考えております。

詳しくは、資料2の事前分析表（案）の12-6ページを御覧いただきたいと思います。それぞれについて御説明させていただきます。

まず、測定指標（ア）「フォレスト・サポーターズ」の登録件数です。

「フォレスト・サポーターズ」とは、要するに森林や林業の理解者や応援団のことですて、平成20年12月に「美しい森林づくり推進運動」、これは政府と国民が協力しながら、森林整備・保全、国産材利用等に取り組む運動として始まったものですけれども、その一環として始まった制度です。

この「フォレスト・サポーターズ」につきましては、森に触れよう、木を使おう、森を支えよう、森と暮らそうといった意思を宣言するということで、サポーターズになる法人または個人です。

ですので、この登録件数を1つ目の測定指標として設定したいと考えております。目標につきましては、10年後の平成32年までに約6万2,000件まで増加するということを目標としたいと考えております。既に委員の皆様の中にも登録していただいている方がいるとお聞きしておりますので、引き続きこういった件数を目標にしながら取り組んでいきたいという考え方です。

次に、測定指標（イ）森林に関するCSR活動等を実施する民間企業の割合です。

近年、企業のCSR、社会的責任がクローズアップされる中で、多くの民間企業が森林

(もり) づくりや森林環境教育に关心を持って取り組んでいるということで、私ども林野庁としても大いに期待しているところです。

したがいまして、この民間企業の割合を達成目標である2つ目の測定指標として設定したいと考えております。

これについては、平成22年度にアンケート調査がありまして、そのときのアンケート調査の中で、森林に関するCSR活動等を実施している割合が52.2%でした。これを平成32年時点で61.2%まで増加させるということです。

最後に、測定指標（ウ）森林ボランティア団体数です。

「森林ボランティア団体」とは、森林を造成するための植樹ですとか、その植えられた苗を育てるための下草刈り、木を育てるための間伐などの直接的な森林（もり）づくり活動を自発的に行う団体ということです。主に里山林等の整備・保全なわけですけれども、環境教育等も含めて、活動目的は多岐にわたっております。この「森林ボランティア団体数」を3つ目の測定指標として設定したいと考えております。

目標につきましては、直近5年の平均団体数は2,800ですけれども、これを基準値として、毎年度増加するということにしたいと考えております。

以上が新たな測定指標の説明です。

続きまして、資料2の事前分析表の12-7ページを御覧いただきたいと思います。このページ以降には、法律や事業などの政策手段を列挙しております。

今回の指標などの見直しに関連している事業を御紹介しますと、12-12ページ「(54)日本の森林（もり）づくり・木づかい国民運動総合対策事業」があります。

この事業は、国民参加の森林（もり）づくりの推進などが森林の整備や林業の振興に結びつくことへの理解の醸成を図るということで、具体的には広報やイベントなど、さまざまな指標による普及啓発、NPO等による森林（もり）づくり活動等の取組を支援しております。

続いて、前回の委員会からの課題について御説明します。

資料2の12-3ページに「施策（2）山地災害等の防止」があります。そこで達成目標としまして「海岸林・防風林等の延長7,300km」とありますけれども、これにつきまして、東日本大震災による津波被害は特異なものであり、震災分とそれ以外の分とに分けて評価すべきとの御意見が前回あったところです。これについて評価手法を検討することとしておりました。

現行の評価手法ですけれども、これは前年度に被災した箇所が、前年度と当年度の2年間でどれだけ復旧したかということを表すものでして、主に高潮による塩害、台風による風倒木被害等、震災に比べれば比較的軽微な災害を想定しておりました。しかしながら、東日本大震災による津波は海岸防災林の地盤まで及ぶ甚大な被害で、その復旧には林野庁としても全力で当たっておりますけれども、これまで以上の時間が必要となるということで、現行の評価手法では、ここでの復旧状況を反映することは困難ということになります。

一方、現行の達成目標や測定指標ですが、平成21年度から平成25年度までを計画期間とする森林整備保全事業計画があり、これに定められておりまして、ちょうど現在、次期計画の策定に向けた見直し時期に差しかかっております。したがいまして、政策評価だけが先行して目標などを設定するわけにはなかなかいきませんので、この計画の策定状況を勘案しながら、今後の目標設定のあり方等について考えていくしかないのではないかと考えております。

しかしながら、前回の委員会での御意見を可能な限り反映する観点から、今年の夏ごろの平成24年度実施政策の実績評価から、評価書の参考資料の中で、海岸防災林の復旧状況について御報告することとさせていただきたいと考えております。

政策分野12については、以上です。

次に、資料3に戻っていただきまして、10ページ、林野庁の2番目の政策分野13「林業の持続的かつ健全な発展」です。

この政策分野は、森林資源が成熟期を迎えつつあり、利用可能な森林資源が増加していること、木材の需給構造が品質及び性能の明確な製品を大量かつ安定的に求められるものに変化している状況などにある中で、林業の持続的かつ健全な発展を図るため、望ましい林業構造の確立、それを担う人材育成確保のための施策を推進するということですが、平成23年度に森林・林業基本計画に基づき、達成目標や指標を大幅に見直しました。昨年度は目標の数値を見直しましたが、今年度はこうした達成目標や測定指標の見直し等はありません。

この代表的な政策手段としましては、また飛んで恐縮ですが、資料2の事前分析表を御覧いただきますと、13-4ページに「(11)『緑の新規就業』総合支援事業」があります。

また資料3に戻っていただきまして、10ページに林野庁の最後の政策分野14「林産物の供給及び利用の確保」があります。

この政策分野は、世界的な木材需要の増加等による外材の輸入の先行きの不透明さですか、資源ナショナリズムの高まり、地球温暖化防止や低炭素社会づくり貢献等の木材の果たす役割に対する理解の進展を背景としまして、国産材利用の拡大に対する期待が高まっている中、林産物の供給及び利用の確保を図る必要から、木材産業の健全な発展及び林産物の利用促進を図るための施策を行うということです。

こちらも平成23年度に森林・林業基本計画に基づき、一部、指標の見直し等を行いましたところでして、今年度は達成目標や測定指標の見直し等はありません。

代表的な政策手段としましては、また飛んで恐縮ですが、資料2の14-3ページ「(11) 地域材供給倍増事業」があります。

駆け足でしたが、以上をもちまして、林野関係の政策分野についての説明を終わらせていただきます。

○三浦評価改善課長 お願いします。

○新井水産庁企画課長 続きまして、水産物の関係の御説明をさせていただきたいと思い

ます。資料3の11ページ、12ページが水産関係になります。

水産につきましては、昨年、水産基本計画、漁港漁場整備長期計画を見直しておりますので、昨年度大幅にこの指標と基準値等の見直しをさせていただいております。それに伴いまして、今回は指標の大幅な見直しというものはありませんので、3点ほど細かな変更をさせていただきたいということで御説明をさせていただきます。

1点目が、資料3の11ページのところの漁業経営の安定の確保です。

今まで、漁業所得補償制度ということで漁業生産の割合を定めてまいりましたけれども、内容は変わっておりませんが、平成25年1月に資源管理・漁業経営安定対策と対策の名称を変更したことに伴いまして、指標も変更させていただくことにしております。

基準値、目標値、目標年につきましては、いずれも変更なしということです。

2点目が、(2) 水産関係団体の再編整備のところとして、漁協の再編の関係です。これにつきましては、指標、基準値とともに変更させていただきたいと考えているところです。

これにつきましては、資料2の事前分析表では16-2ページに記載をしております。見直しを行った理由ですけれども、今まででは要改善漁協ということで、多額の繰越欠損金を抱える漁協に対し集中的に施策を行ってきたということでございます。しかしながら、繰越欠損金の存在が合併の阻害要因になっているということで、より一層の再編整備を進めるためには、繰越欠損金を抱えた全ての経営不振漁協ということで、これを対象に施策をとることにしたいということです。

25年度からそのことを踏まえまして、具体的には事前分析表で16-6の(45)にありますけれども、新たな予算を組んでおります。これにつきましては、系統経営の抜本的な組織強化をするということで、外部専門家による財務分析を早い時期から経営不振漁協に行うということで、これから漁協の再編整備を一層行っていきたいということです。

経営不振漁協の定義ですけれども、これは一応数字を精査した上で公表しておりますが、繰越欠損金を有し、金融機関等と合意した蓋然性のある経営改善計画を策定することができない等、その解消に向けためどが立っていない漁業協同組合ということで、毎年公表しております。

基準値といたしましては、平成23年度の251組合を166組合に減少させるということで設定をしたいと考えているところです。

12ページにまいりまして、最後の点でございます。水産物の消費拡大と安全な水産物の安定供給ということで、事前分析表では17-3ページに記述をしております。

これは水産の関係でいわゆる6次産業化の関係でございまして、今まで実は水産加工・直販等と言っておりましたけれども、統計の都合上、実は水産加工の部分しか入っていなかったということでして、平成23年度から統計の漁業経営調査におきまして、直売所と直販売のデータが取り分けて数字がとれるということになりましたので、その部分につきまして直売所、直販売ということで上乗せをさせていただくということでして、直販売収入の実績値の35万6,000円をプラスする形で基準値を見直しさせていただきたいということ

です。

次に、資料2にまいりまして、主な政策手段を御説明したいと思います。

1つは、まず政策分野15「水産資源の回復」ということで、15-2ページからです。

基本的に、政策ツールも大きく変わっておりません。ここの中の主な施策は、資源管理を進めていくということで、TAC制度、資源管理、資源調査といったものが主な施策になっているということです。

16-1ページからが漁業経営の安定ということとして、これにつきましては、16-4ページのところからありますけれども、「(26) 漁業収入安定対策事業費」、それから、新規就業対策ということで16-6ページです。新規就業対策につきましては、1つ今年平成25年度から施策を追加させていただく予定になっておりまして、農業と同様の就業準備金を支給する予定にするところです。

最後に、政策分野17「漁村の健全な発展」でして、これにつきましても基本的な政策ツール等の変更をしていないということです。

水産関係の説明は以上です。

○三浦評価改善課長 それでは、ただいまの説明に対しまして、質問、御意見等がありましたらお願いいたします。

速水委員、お願いします。

○速水委員 ありがとうございます。

森林関係で、資料3の10ページの国民参加の森林づくりの指標ですが、最近、なかなか林業は大きな所有も厳しくなってきて、個人あるいは個人企業のレベルだと森林を手放すことが多くなったわけです。この指標を拝見していくと、例えば企業が森林を購入して、そしてそれを適切に管理しようという動きがもしかったとしたら、その活動をどこで評価するのでしょうか。

○三浦評価改善課長 どうぞ。

○佐藤林野庁企画課長 森林に関するCSR活動等は、かなり広い活動をカバーしております。

自ら経営として行うというところまではともかくとして、実際に自ら行う森林づくり活動はここに入りますし、それだけでなく、何らかの形で木材の利用の拡大等に貢献するといったものもここに入ってくるので、今、御指摘がありましたところはここで読めると考えております。

○速水委員 大手企業の森林所有などを見ましても、なかなか林業では利益が出ていないということで、かなり大きな所有もほとんど事業 자체をそういう環境部門だとか、CSR部門に回しているわけですね。そうなってくると、例えば日本だと4大企業というのが1、2、3、4位まで森林所有が上からありまして、それらもほとんどが事業からCSR部門に回してしまっているわけです。そういうのもここでカウントされていくのですか。

○佐藤林野庁企画課長 本業といいますよりは、むしろそういったCSR活動ということに

なりますので、本業で林業をやっているといったことよりは、どこまで本業かという話はあるのですけれども、例えばどういった項目がここに入っているかというと、アンケート調査では、借受林の保護・保全ですとか、自社所有林の整備・保全・有効利用といったものがここに入っているということです。

○速水委員 今の自社所有というところで入るわけですか。

○佐藤林野庁企画課長 ここでそうだというふうに丸をつけてくれた人は、そこに入ってくるということです。

○速水委員 林業側から言うと、森林を売却したい人が多数いらっしゃるという流れの中で、昔からそうですけれども、森林というのはさまざまあるタイミングで所有がわっと変わっていくものだと理解しているのです。

多分、今、森林の大きな所有が変わるタイミングだらうと理解しているのですけれども、そういう意味で、新しく企業が森林所有に参入するという部分というのは、私はこの活動の中で非常に高く評価すべきことなのだろうと思うのです。そういうものと、ごく数ヘクタールの森林を毎年少しづつ社員で植林しているから非常に目立つとかというのとは、本当は資金の動きが根本的に違うわけです。片一方は数千万の毎年の投資で動いているけれども、片一方は何億あるいは10億もの金額で山を買って管理をしていく。特に購入して経営計画とかきっちりしたプランを立てていくというのは、ビジネスとしてだと言ってしまうと元も子もないのですけれども、それは企業としては大変すばらしい行動をとったという形で評価できると思うのですが、そういうものの評価というのは、役所としては何かきっちりと評価してやろうということはあるのですか。しようと思えば、ここで評価できると思うのです。

○佐藤林野庁企画課長 まず、ここの考え方としましては、おっしゃるとおり、そこまでいくと企業による林業経営という話になってくると思います。

○速水委員 理解しておいてほしいのだけれども、日本の企業というのは、森林所有で大企業が上に4つある。ここが林業単独では、黒字を出したことがない。つまり、企業が経営をするといって持っても、なかなか黒字が出ないという意味では、企業はそれを収益部門に入れるのか、CSR部門に入れるのかというのは、企業の財務体質によって変わってくるのであって、決して所有を大きく持って経営計画を立てたからといって、それがイコール林業経営で利益を出してやろうという企業がかかっているわけではないというところを理解しておかないと、わずかな金をちょっとした植林に毎年毎年入れ続けた企業が目立ち、思い切って森林の自分たちがリスクを背負って購入して、きっちり管理してやろうという企業が評価されていかない状態が出てくるのだったら、それはこの制度から見たらおかしいのだろうと思うのです。この国民というのは、その会社こそが、株主を含めてみんながリスクを背負ってそこにかかっていくのだからね。

企業というのは株主のものであるから、その企業が森林を所有して動かした途端に、株主が大きなリスクを背負って、株主総会でちゃんと説明があって、よしといって認める

わけだから、そこは国民参加そのものだと思うのだけれども、それを森林経営をやるから、ここにはカウントされませんよというのは非常におかしな話なのだろうと思っています。

○佐藤林野庁企画課長 確認しますけれども、これは平成22年、23年度に実施したアンケートなのですが、繰り返しになりますが、どういうアンケートの仕方をしているかというと、いろいろな項目があるのですが、今、御質問のあった中で一番近いのは、「自社所有林の整備・保全・有効活用」です。逆に言うと、これでしかアンケートをとっていませんので、その中に今おっしゃったようなものが入ってくる可能性はあります。

ただ、今、御指摘がありましたとおり、企業の森林に関するCSRの活動というのは非常に幅広いものですし、今おっしゃったとおり、非常にコミットが高いというのがあると思うのですけれども、一方で、そんなにコミット度が高くないのもいろいろあります。その中でもっとコミットが高いものを重視すべきだというお考えもあるかと思うのですけれども、一応こここの考え方としましては、とにかく幅広い国民の方々に関心を持って取り組んでいただくという観点からということと、あと、実際に今、活用できるアンケート調査ということを踏まえまして、そこを全部一緒にしているではないかという御指摘もあるかもしれませんけれども、まずはこういった形で、濃淡はあるけれども、どれだけ幅広い方が取り組んでいただいているかといったことに着目して、こういった指標を立てさせていただきたいということです。

○速水委員 今、森林を購入したところは、森林法の改正で全部市町村に報告が義務づけられますね。そうであるならば、誰がどれだけ森林を買ったかというのは全部わかるはずなのですよ。だから、その制度をこういう企業活動の動きに関して評価するというのは、大変ではあるけれども、できないことではない。アンケートだけの問題ではなくて、より積極的にそういう使い方がデータとして出てくるはずです。そうすると、ここはアンケートだという話にてしまうから、アンケートでどうなのかという話であるので、私が申し上げているのは、アンケートでこういうのをやるという話は、それはそれでいいだらうと思います。

しかし、企業が森林を購入して、非常に強いコミットをしていく動きというものをきっちりとどこかで評価をしたらいかがですか。そういう評価をするのだったら、アンケートでは今の形ですよというならば、もっと森林を購入したのは、森林法を改正して報告制度まで作ったのだから、その報告制度の中で企業が買った部分を例えればここに書いてあるように、従業員何名以上、何千人以上のという資料2の方にカウントされていますね。その企業は二百何十社というのはカウントできていますね。例えばそれが購入した例を全部チェックするとか、あるいはそれが持っている森林所有に関して一体どういうプランでやっているのかというのは、たかだか二百何十社ですから、そういう調査をして、よりコミットの高い森林管理というものをきっちりと評価してやるというのは、私は大事だと思うのです。

○佐藤林野庁企画課長 まず、所有者の森林法の新しい報告制度自体は、この政策評価と

リンクしたものはないのですけれども、多分御意見は、せっかくそこで市町村が情報をとるのだから、それも活用してはどうかということなのでしょうか。

○速水委員 新規はそれでわかるし、例えば二百何十社というものを問い合わせて、あなた方はどういう森林管理をやっていますかといって、もし持っているのだったらどういう管理をやっていますかということだって聞けるわけですね。

なぜこんなことをしつこく言うかというと、私は幾つかの企業とそれぞれ関係があるわけです。別に金銭的な関係はないのだけれども、親しい方が多くて、一生懸命これをやっているのだけれども、名前は森林管理で有名な企業でも、まあまあそんなものかみたいなところというのは結構あるわけですよ。でも、森林所有をして、一生懸命やっていて、あまり評価されていかない企業というのは結構たくさんあるわけですね。役所から見て行く視点で。何でこちらを評価してやらないで、こういうところだけが評価されていくのだというのが、より関係が深い私などにとっては、おかしいだろうと思うのです。

○佐藤林野庁企画課長 多分、そこは政策の必要性とかいうところもあるのかもしれません。ただ、そこは林野庁としましては、所有者が誰であっても、ちゃんと経営をして、森林整備をしていただくところについては施策を講じていくというのが基本的な考え方です。

○速水委員 その話とこれとは違う。

○佐藤林野庁企画課長 一方で、こちらは政策評価として、政策評価のときに多分いろいろなやり方はあるのだと思います。ただ、今回この指標の考え方としましては、確かに一部の非常に少ない企業でコミットが非常に高いところ、そこを評価するという考え方も確かにあるのかもしれませんけれども、より広い国民、広い企業の方々にコミットしていくいただくということをむしろ重視して、こういった指標が適當ではないかと考えているところです。

別にコミットが高いところを軽視するとかそういう考え方は全くないのですけれども、こここの目標の考え方としてはそういうことです。

○速水委員 あまり時間を使っても失礼なのでこれで終わります。ありがとうございます。

○三浦評価改善課長 評価のやり方として、今、速水委員がおっしゃったようなリスクをとっている企業というものをほかの企業と違った形で評価してもらえないのかということだと思いますので、その具体的な指標がまたあるかどうかということだと思いますので、御提案として検討させていただければと思います。

他にいかがでしょうか。

畠山委員、お願いします。

○畠山委員 私は津波の被災者ですけれども、本当に被災に対しましてさまざまな施策をしていただきましたことをまず御礼申し上げます。何とか頑張って、今、復興に努めております。

今、速水委員の御質問のようなことから、「中間目標の森林の有する多面的機能」という言葉があります。私たちは牡蠣を作っている側から山に木を植えるという活動をずっと

続けてきて今年で25年になるわけですけれども、これは林野庁でも水産庁でもつながっていることですが、基本的な考え方として、森林の有する多面的機能というものを海まで視野に入れてお考えかどうかということをまず1つ確かめておきたいと思います。

なぜそんなことを言うかといいますと、実はこれ、今年から使っている高校1年生の英語の教科書ですけれども、Lesson8のタイトルは何だと思いますか。「The Sea Is Longing for the Forest」です。つまり、海は森を慕っているということで、恥ずかしい話ですが、私の顔写真などが出ていて、牡蠣なんかも出ているわけです。

英語の教科書に森と海をつなぐ科学的なメカニズムも全部出てきております。既に大学の入学試験、もう出始めてきているわけです。そういうことがどんどん今、研究も進んできていますので、まず基本的に、林野でも水産でもいいのですけれども、森と海は相関的な関係にあるということをまずちゃんと把握されているかどうかということをお聞きしたいと思います。

○佐藤林野庁企画課長 それでは、林野庁のほうからまずお答えいたします。

森林の多面的機能というのは非常に幅広いことを考えておりまして、おっしゃるようなことも含めて考えております。

では、どこに入るのかということなのですけれども、例えば水源涵養機能ということがありますて、これは森林・林業基本法にも書かれております。この水源涵養機能というのは、量的なもの。例えば洪水を緩和して川の流量を安定させるというものもありますけれども、一方で水質も関係しています。森林から流出する水は濁りが少なくて、ミネラルを含む。

今、委員からお話のあったことは、その森林と海の関係が川を通じてなのか、あるいは直接なのかということはありますけれども、こういったところにも今、入ってくるのかなと思っております。

○新井水産庁企画課長 水産庁ですけれども、今、お話がありましたことは、森林の多面的機能の恩恵が海及び水産業者まで及んでいるということだと思っています。

水産庁では、実は平成25年度からの水産業の多面的機能の交付金というものを新設いたしまして、その中では、いわゆる漁場の保全活動、育成活動ということで、漁業の方々がまさに木を植えたりとかする活動も交付金で支援しようという枠組みの中に入れておりますので、漁業側からまさにつながりをさらに深めていくといった形の支援は、具体的な政策評価の目標には入っておりませんけれども、支援の中ではやらせていただいていることです。

○畠山委員 今回の津波の経験で、津波後、毎日海を見ていきましたけれども、海際から生き物の姿が1ヵ月ぐらい全く消えてしまいました。私は海が死んだと思って、息子たちとも、こういう商売をやるのはやめようかみたいな話でいたのですけれども、その後5月ごろになってきましたら、どんどん海の生き物が増えてきまして、あっという間に海が復活したわけです。

私は今、京都大学と関わっておりまして、京都大学の先生方を中心とした調査団が、1,000年に一度の大津波の海から山までがどう変遷していくかという調査に入っています。そして、そのデータがだんだん出てきております。結局、今回の津波で、我々がすぐまた海に戻れたということは、プランクトンや海藻がものすごく増えてきているということなのです。

今、高台移転ということで、高台のほうに家を建てる調査に入っていますけれども、うちの町でも、縄文の遺跡がぼろぼろ出てきて、こんな大きいマグロの骨が山ほど出てきていますよ。だから、昔の人はちゃんとどこまで海が来ているかを知っているかということで、縄文人に学ばなければならぬことがあるのです。

結局、海が早く復活したということは、冷めた目で見ると海だったところが海になつたということだけで、若干塩害で木が枯れたということはあります。そこに流れている川とか背景の森林は何の被害もないわけですよ。ですから、背景の森林から今、我々が研究しているフルボ酸鉄というものが海に供給されていて、それから、海の搅拌によって有機物が舞い上がってきているわけです。それから、森の養分と海のそういう有機物がぶつかって、それでプランクトンと海藻が湧くというふうに今見ているわけです。

ですから、そういう意味で、ぜひこの1,000年に一度の津波を経験しても、これは私は確信しているわけなのですが、やはり省庁縦割りの問題もありますけれども、何とかこの両面を見て、この視点をベースに据えて、これから行政をしていただきたいという私の希望ですので、この委員会の意見としてはそぐわないかもわかりませんけれども、ちょっと経験談を申し上げさせていただきました。

○三浦評価改善課長 ありがとうございました。

他にいかがでしょうか。

小池委員、どうぞ。

○小池委員 海の海藻とかお魚の放射能の数値のことなのですけれども、福島がまだ片づいていない状態で、かなり放射能が漏れていっていると思うので、そこに安全性の指標として、カドミウムとかダイオキシンが農地であったように、そういうものを設定して、海洋的に海の放射能を見て行くという取組は行われているのでしょうか。

○新井水産庁企画課長 水産物の放射能影響の調査についてお話をさせていただきます。

基本的には、水産物も100ベクレル/kgということで、一般食品の中でそれを超えたものは出さないという形でモニタリングさせていただいている。これは基本的には食品衛生法による規制でございますので、食品衛生法によって行います都道府県と水産庁を合わせて検体の検査をしております。農業のように、作物によって例えば除染をするといった形でコントロールができないものなので、地域によっては事業者の方が非常にまだ大変な状況になっています。

実際、震災後より今、既に3万検体近い調査をしておりまして、基準値を超えたものはしかるべき出荷制限をする。それから、それ以下のものでも出荷を自粛するという形で、

皆さんのことろに出回るものは安全だという体制をさせていただいています。

3万検体をやってまいりましたので、大体魚種による特徴というのも大分わかってまいりました。1つは回遊する魚、カツオとかマグロとかそういうものは出ない。サケ、サンマは出ないということです。これはもう経験値としてわかってきたということ。

それから、もう一つは、直後に非常に放射能が多かった表層というか、浮いている魚はコウナゴとかシラスというものは、今はもうほとんど出ない。それは海水の放射能が下がったということ出ない。

あと、イカ、タコ、貝、エビ、海藻といったものは、生物学的にはほぼ蓄積しないということが明らかになっておりまして、これも出ないです。

残念ながら、今、出ておりますのは、底魚と呼ばれております、底のところにいる魚、ヒラメとかカレイとか、そういうものの一部が残念ながら幾つか基準値を超えて、これが出荷制限になっているということです。

それから、やはり福島県の近くはなかなかそういう意味では出荷制限の魚が多いということとして、こういう枠組みの中で調査をし、それからさらにまだ生物学的に長らく解明されないところも多くございます。そういうものは研究をしながら、消費者の方に出回るものはきちんとした安全を確保していくという体制で、今までそうですが、これからもやっていきたいということと、それを消費者の方、流通関係の方々にしっかりと私どもお話ををしていきたいと思っておりますので、ぜひそこは御理解をいただきまして、しっかりと食べていただきたいと思っているところです。

○小池委員 すみません、伺いますが、意味合いなのですけれども、食べる食べないということではなくて、この放射能というものが流され続けていく長い期間の中で、海洋的に、環境的にどのように汚染され続けていくのかという視点で、長期的に安全基準を守って食べられる、食べられないというのではなくて、国土としての海が汚染されていくという観点でこれを見続けていくという、そういう意味合いなのですけれども。

○新井水産庁企画課長 そういう調査もやっております。それは水産庁だけではなくて、環境省、文部科学省、研究機関と一緒に海全体の、海はアメリカまでつながっております、海藻とか船とともにアメリカに行っているような状況ですので、そういう全体の海の大きな動きというのは、学術的な研究を踏まえて、というか、それも一緒に行っております。

さはさりながら、海は非常に大きいので、こう言ってはいけませんけれども、非常に大きな力で浄化作用も持っております。そういう意味では、先ほど放射能が流れ続けているというお話がありましたけれども、今、一応フェーズとしてはそういうことはほぼないという状況になっておりますので、流れ出たもの、あるいは今さらに陸上から海を伝わって、川を伝わって出て行くものというのも若干ながらありますので、そういうものが海の中でどういう動態になっていくのかということは、それぞれの研究機関とともに調査させていただいておりまして、それぞれの節目で公開はさせていただいております。

○小池委員 ありがとうございます。

○三浦評価改善課長 すみません、時間が押しておりますので、簡潔にお願いします。

○渡邊委員 魚介類についての安全性についての心配というのは、追及しても私もわからないところもあるのですけれども、東日本大震災から考えさせていただいたことは、国土のありがたい恵みである水産物というのは、やはり大事にいただいていきたいなと、子供たちの食の選択というものを身につけていってやりたいなということです。

一方で、子供たちというのはすごく魚離れが広がっています、先ほど教科書の話があったのですが、もう少し子供たち自身が小さいときにお魚を食べる機会がないと、そういう目標を立てていかないと、この漁業経営の安定というのはいつまでたっても、ずっとこの目標を立てながら、どんどん苦しくなっていってしまうのではないかという印象を持っています。

ここに挙げていただいているのはすごく短いスパンでの目標ばかりで、魚の消費量を増やしていくというのもあるのですけれども、それを具体的にどこでしていくのかといったときに、やはり次世代を担う子供たちの味覚教育ということで、やはりお魚を食べる機会とか、それとリンクして、学校の家庭科の教科書で「何でもありのバランス」という時代ではなくて、重点を置いて子供たちに伝えていかないといけないものに（魚など）特化した教科書の改訂とか、そんなことをしていかないと、食べよう食べようと言っても、やはりお魚離れ、小さいときから食べていない、食べ慣れていないと難しい、知識でいろいろなことを聞いたとしても、それが実際に消費につながるということはどう考えても難しいと思うので、もっともっと目標を子供たちにターゲットを絞った目標が必要だと私は思っています。

○三浦評価改善課長 では、簡潔にお願いします。

○新井水産庁企画課長 水産物の消費については、今、29.5kg/人年という平成22年度の目標を下げどめようということを昨年水産基本計画で決めています。それはここ10年間で既に20%以上上がっているから、それを下げどめるということだけでも大変だということです。

今、お話がありましたように、2つあります、1つは、子供たちがなかなか食べていないということと、大人になっても実はどんどん減っているということで、2方面の作成をしなければいけない。端的に言うと、子供の初期値を上げるというのと、20代～30代の全員が魚消費量を減らしているということですので、そこの壮年層も減らさないということで、今、売る方々とも努力をしながら、これからも施策を開拓していくと思っています。

○三浦評価改善課長 すみません、では大体よろしいでしょうか。

もう一点議題が残っておりますので、最後に今年度公表いたします農林水産分野における地球環境対策の総合評価書について説明させていただきます。

○木内環境政策課長 環境政策課長の木内です。よろしくお願ひいたします。最後に大きなものが残っております、皆様お疲れでしょうけれども、もうちょっとだけ御辛抱いた

だきたいと思います。

「総合評価書要旨」というものが表紙に出ている別刷りのものです。小さいダブルクリップでとめております。もう大きな束のほうはどこかへやっておいていただいて結構です。このダブルクリップの資料だけでやります。

「総合評価書要旨 農林水産分野の地球環境対策」ということで、点検結果ですけれども、これは最初の「1. 政策の目的と評価の観点」にあるように、地球温暖化対策と生物多様性の対策について、必要性、効率性、有効性の観点から評価を行ったということです。

それでは、早速、1枚紙の結果については最後に戻ってまいりますので、後ろに置いておいていただいて、ダブルクリップを外していただきますと束が2つございます。総合評価書（案）の5枚ぐらいのつづりがありまして、それから参考資料がございます。これを横に置いていただいて、チェックをしていただきたいと思います。

それでは、最初の総合評価書（案）の3ページから早速入りたいと思います。

最初のところは、もう既に前提としてやっておりますので、3ページの「11. 政策効果の把握の手法及びその結果」から入りたいと思います。必要性の点検から入りたいと思います。

「地球温暖化対策」が最初に書いてあります。

「把握の手法」というのがありますと、地球温暖化対策の必要性については、①政府全体の方針との整合性がとれているかということのチェック。②適応策については、予想される影響に対して解決に資する取組かどうかということを点検することとしております。

その結果については、参考資料の12ページを御覧ください。

別紙3があります。これは、まず温暖化対策ということで、政府方針との整合性をチェックして、必要性を見ていこうというものです。

左側が「京都議定書目標達成計画」、これが政府の全体としての方針です。温暖化防止のための対策ということです。左側の京都議定書目標達成計画の欄を見ていただくと、農林水産関係の分野を抽出して書いておりますけれども、中の施設園芸の省エネの推進、あるいは農業機械の話、漁船の省エネルギー化、あるいはもっと下に行きますと、森林吸収源対策など、こういうものは数値目標が設定してあるのですが、これ以外にも下のほうには、国民運動の展開、技術開発というのも位置づけてあります。

右側の「農林水産省地球温暖化対策総合戦略」では、左側の政府全体の京都議定書目標達成計画に対応した形で、より詳細に実施すべき内容を整理しております。この右側の農水省の戦略をベースにして、関連施策が実施されております。

次に、適応策について、適応策というのは、暑くなったりときにどうやって暑さに負けないようにやっていくかということなのですけれども、この適応策についての必要性の点検を見ていただきたいと思います。

そのままページをめくっていただいて、22ページに別紙11があります。

「別紙11 地球温暖化適応策一覧」ということですけれども、この適応策の必要性の点

検の仕方として、予想される影響を踏まえて課題の解決に資する取組であるかどうかというのを点検するのですけれども、予想される影響及び課題というのが左から3番目の欄にあります。日本では温暖化の影響と思われる現象として、水稻の白未熟粒の発生とか、うんしゅうみかんの浮皮があつたり、ぶどうの着色不良とか、あるいは林業でいいますとニホンジカの食害がふえてくるとか、水産業でいいますとシロザケの回帰率の低下とか、ノリ養殖における生産性低下ということがあります。

これらの課題というのが今、考えられているわけなのですけれども、これに対して一番右側に「課題解決のための施策」を講じております。これはもちろん必要かつ適切なものと考えております。実用性にいったものもありますし、まだこれからというものもありますけれども、今、これらの温暖化の影響が実際に出ているものに対して、このような対応をしております。

今、温暖化の適応の話でございましたけれども、次に生物多様性の保全についての必要性の点検、これは23ページにあります。

横の図になっておりますけれども、これも点検の仕方としては、政府全体の方針と農水省の戦略の整合性がとれているかどうかということで、必要性をチェックするものです。国家戦略では、左が第3次生物多様性国家戦略（平成19年11月閣議決定）とありますけれども、ここの中では点線で囲んであります第4節で農林水産業と生物多様性の項目を設けて、地域別の取組、あるいは地域横断的な取組を整理しております。これらを細かくしたものが矢印で下の方にあります「第1. 農林水産業と生物多様性」と書いてあるところです。

これと整合をとった形で下の右側に水色でありますけれども、農林水産省の生物多様性戦略というものが作られております。この農林水産省生物多様性戦略をベースに、各関連施策というものが実施されています。

24ページ以降には、特に予算関係の施策について、細かく農林水産省の戦略とそれぞれの予算項目の整合がとれているか、あるいは全部当てはまるかどうかをチェックしてみました。大体カバーしているという形で点検がされたということです。

以上が必要性についての点検でした。

次に、効率性の点検をしたいと思います。本体の5ページにお戻りいただきたいと思います。「(2) 効率性」と書いております。これは把握の手法として、①検討すべき施策の分野を体系的に設定し、それぞれの分野について課題、対応方向を明らかにしているか。②幅広い政策手法あるいは新しい政策手法の開発に努めているかということについて点検をすることにしております。

まず、地球温暖化対策についての体系的な整理ができているかを点検するということで、これも誠に恐縮なのですけれども、参考資料の27ページに別紙14があります。これは農林水産省の地球温暖化対策の総合戦略で、この体系がどうなっているかということを書き出したものです。

上から「I. 地球温暖化防止策」「II. 地球温暖化適応策」「III. 農林水産分野の国際協力」と書いております。

一番上のI番のところでいいますと、主要分野であります①森林吸収源対策、②バイオマス資源の循環利用、これらは非常に大切な主要分野と位置づけております。

③④⑤というのは、食品産業、農業分野、漁業分野と業態ごとの対策として項目を設けております。

さらに⑥⑦⑧以降については、業態横断的なもの、あるいはいろいろとトピック的なものを改めて別途作っております。

II番目の温暖化適応策については、①地球温暖化適応策の推進の話、②技術開発等の推進ということで分けております。

それから、国際協力の話を一番下に書いております。

このような形でいろいろな課題とか対応方向をそれぞれごとに課題、対応方向を明らかにして、施策をやっております。効率性についての点検としては、この体系がきちんとできているということで考えております。

ただ、この中にはあります、政府全体の計画の中では入っているけれども、ここに入っていないものが一つありました。それはここ数年あります温室効果ガスの排出削減量を取引するクレジット制度というものがあるのですけれども、これが政府全体の計画の中では検討するべきだと書いてあるのですが、実は農水省の戦略の中には位置づけられていないということが点検の結果からわかつております。これについて実際にはやっているのですが、この戦略の中に位置づけられていなかったということです。

ここが一つの点検ですけれども、次に、元の5ページに戻っていただきたいです。

本体の5ページの一番下のところに「②森林吸収源対策では」と書き始めております、効率性の点検のもう一つの観点であります幅広い施策とか新手法というのをやっているかどうかということなのですけれども、森林関係につきましては、6ページにつながっております。法律的な措置、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法、あるいは公共建築物における木材利用の促進に関する法律、そのほか地方債の起債の話とか、そういういろいろな手法を駆使して間伐面積の必要なところを確保していったということです。

このほかにも、CO₂の見える化の話、あるいは先ほど少し申し上げましたけれども、J-VERという言い方もありますが、国内クレジット制度などで民間から資金を投入して温暖化対策を進めるという、こういう幅広い施策で進めております。

次に、6ページの下にあります生物多様性保全の体系化のことについてです。

これは、先ほど国家戦略と一緒に整理しました、参考資料の23ページです。別紙12に、先ほど1回見ていただいた横長の生物多様性戦略、農林水産省の戦略が一番右端の下に書いております。

このような体系で整理をされておりまして、右側の農林水産省生物多様性戦略の箱の中では、3番目で「地域別の生物多様性保全の取組」として(1)～(3)まで、そ

これから「4 森・川・海を通じた生物多様性保全の推進」などといった横断的なものとか、そういうものを縦、横の形で整理して、体系的に進めております。

以上、今、申し上げましたことが生物多様性についての効率性についての点検結果です。

最後に、有効性について点検結果を見ていただきたいと思います。

本体の7ページです。こちらに有効性について、地球温暖化対策の把握の手法、これは当然ですけれども、排出削減の取組が着実に図られているか、実績とか進捗状況を点検するということ、それから適応策については知見の充実とか、技術の実用化が行われているかということなのですけれども、点検の結果、8ページに続いています。

森林吸収源対策については、目標を達成できるところに来ております。

8ページの2)ですが、農林水産業の温室効果ガスの排出削減についても目標を上回る水準で、基準排出量を抑えてきている。約30%近く減少してきているということです。

3) 食品産業については、特に最近の平成23年度は、東日本大震災の影響で原発が動かなくなったりしたということで、なかなか目標を達成できる業種が少なくなりましたけれども、いずれにしても、それを除けば順調に来ているということでした。

8ページの下の方に「なお」と書いて、評価対象の施策のうちの数値目標と関連づけられていないもの、例えば農村整備とか地産地消の話とか技術開発とかいろいろあるのですけれども、こういうのが約25.5%あったということで、これについてはまだ引き続き丁寧な説明を行わなければいけないと反省しております。

②のところで、有効性点検のもう一つの観点である適応技術の実用化の例ですけれども、これを8ページの下の②から書いております。これについては、最後にめくっていただくことになりますが、参考資料の29ページの別紙16があります。

これは有効性点検の適応策ですけれども、品目別の温暖化適応策のレポートというのを毎年作っております、これを公表しております。これをやれば技術的なサポートということで、こういうことをやってくださいと。実際に下の方には、技術の普及のためのサポートチームというものを専門家で構成しまして、平成23年度には計14件で技術実証を行っております。

また、適応策について有効性ということで、実際に役に立っているということでいいますと、30ページです。これは有名なお米の高温耐性品種「にこまる」というのが開発されたのですけれども、これが平成23年、2011年度には全国で5,500ha以上の作付ということで伸びてきております。

さらに、次の31ページには、うんしゅうみかんの浮皮を軽減するためにいろいろと技術を開発して、静岡県では実用化にいっているということで、これからずっと後ろの36ページまでいろいろと実際に実用化、あるいは実用化に近い普及に向けて着実に進展している事例を挙げております。

ということで、最後に、一番初めにその結果ということで外しておりました要旨の1枚紙を御覧ください。要旨のところに「2. 評価の結果」の「(1) 地球温暖化対策」につ

いては、①で政府の方針である「京都議定書目標達成計画」に沿った形で作られており、必要性が確認された。

②で、一部、農林水産省の戦略に位置づけのない、先ほど申し上げましたクレジット政策というものがありましたが、おおむね効率的に行われている。

③で、政府の方針に掲げた吸収源、排出削減対策がおおむね達成できる見込みであるということ。適応策についても順次実用化が図られており、有効に実施されていると点検をいたしました。

一方、生物多様性については、(2) にありますように、①必要性については、国家戦略に沿った形になっており、これは必要性が確認されており、効率性についても体系的な整理がなされていたということです。ただ「しかしながら」とありますが、森・川・海の連携を取り入れた施策が実際には2つぐらいしかなくて、これが少ないので、これを充実させるべきだと評価をしております。

さらに、生物多様性については③にあるように、指標の研究成果などが少しあったのですけれども、基本的には非常に定量的に把握とか表現する手法が極めて限定的で、なかなか難しいところですが、今後も科学的根拠に基づく多様性評価の手法の開発、実用化、実用性向上に向けて取り組む必要があるということです。

以上が点検の結果です。

もう一つ、付け加えますと、事前の御説明の際に、速水委員から幾つか御指摘がございました。1つは、生物多様性の保全の指標として、生き物調査などの結果も活用して、グローバルスタンダードなどを開発する必要があるのではないかということなのですけれども、日本では、田んぼではクモとか、森林ではカミキリムシとか下層の植生などを指標にしようかという話も今まだ研究中です。海外、イギリスでは蝶々、スイスではテントウムシとかヒラタアブとか、いろいろ地域ごとの特性を踏まえた指標の開発に取り組んでおります。また、グローバルができるかどうかというのはまだ不明なのですけれども、引き続きこれをやっていきたいと思っております。

2つ目で、今後の国際的な物の移動が活発化するということを踏まえて、そういう視点で生物多様性の保全に取り組むべきだということで、御指摘のとおりです。これからいろいろな物の移動が激しくなってくるかと思いますけれども、国家をまたぐグローバルな話なので、例えば国内対策では外来生物法の対応とか、あるいは遺伝子組換えの話でありますとカルタヘナ法のしっかりととした運用とか、また国外の影響では違法伐採対策とか、こういうものを引き続きやって、どちらにしても科学的な視点で注意を払っていかなければと考えています。

最後に、効率的施策の1つとして、施設園芸のエネルギー源として、木質バイオマスをもっと活用して、シナジー効果を高めていくべきということがありました。御指摘のとおりで、農山漁村で產生されるものについて、施設園芸などに効率的に活用して、相乗効果を引き出すことが大事だと思っておりまして、施設園芸の省エネ施設のリースとか、未利

用間伐材利用促進対策など、いろいろ進めておりますけれども、引き続き後押しをしていきたいと考えております。

以上です。

○三浦評価改善課長 それでは、皆様には7時ということで御案内いたしておりましたので、もし所用等がある方がいらっしゃいましたら退出されても結構ですので、もし質問、御意見等があれば、それはまた後で私ども事務局のほうに寄せていただければと思います。

御都合がつく方は、しばし時間を延長いたしますので、今からただいまの説明に対して質問、御意見等があればお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

畠山委員、お願いします。

○畠山委員 森・川・海の連携の施設が本当に極端に少ないということで、非常に不満です。認識が甘いし、知識も本当に勉強不足です。もういろいろなことがわかってきています。

それから、私たちのところは被災しましたけれども、京都大学と日本財団からの支援がありまして、森里海研究所がいよいよできることになりました。いろいろなことがわかつてきています。

これもよく知られるようになってきたわけですけれども、世界三大漁場の三陸沖の生物生産にロシアと中国の国境に流れているアムール川の養分が大きく関与していることがはつきりしてきております。それから、東シナ海、日本海は圧倒的に揚子江の影響が大きいということもわかつてきております。ですから、そこまで視野に入れて物事を日本は考えていかなければいけないということです。

それから、日本という国のグランドデザインをどう考えるかというとき、今、新幹線と高速道路という横のことだけに投資が行われておりますけれども、二級河川まで入れて、この国は日本海と太平洋に約3万5,000の川が流れ落ちている国なのですよ。ですから、この川の流域をどのように保全するか、それができれば、この国は食いつぱぐれがないということもだんだん見えてきているわけです。これは、数字もはじき出すことができるのです。それで何とかそういう方向に、この政策評価第三者委員会の基本的な考え方を持っていっていただけないかということが大きな希望であります。

そして、ここは農林水産省ですけれども、ここにどうしても国土交通省がかかわらないと、川とダムの問題があるわけです。ですから、賛成、反対ということではなくて、ダム湖に実は森林のものすごい養分がたまつておるわけです。これをどうやって海まで届けるかということの技術をぜひ国土交通省と腹を割って話をして、そういう方向に進んでいただきたい。

その前提として、ダムを建設するときの発想ですね。ダムをつくるときは水をためるということだけではなくて、そこにたまたまものをちゃんと海まで届けるということを視野に入れた設計思想をしないと、これはいつまでたっても川の流域と沿岸の海はよくならないわけです。この技術が開発されれば、これは世界中どこでも事情は同じですから、ぜ

ひ、忌憚のない意見を本当に出し合って研究していただきたい。森里海研究所は年内に大体完成して動き出しますので、何らかの形で接点を持っていただきて、ぜひ勉強していただきたいと願っております。

以上です。

○三浦評価改善課長 続けて、大山委員、お願ひします。

○大山委員 質問というか、「2. 評価の結果」の「(1) 地球温暖化対策」の②で、先ほど御説明をいただきました京都議定書の京都メカニズムのCDMは特になかったと受けとつたらいいのか、いわゆる国連のほうにクレジットで認められたものが農林水産業関連の施策の中には全くなかったということなのか、それともそれに準ずるようなものがあったのかということ。

私は勉強ですけれども、つまり、この農林水産分野の地球温暖化対策というのは、例えば海外、東南アジアで何か日本の持っている農林関係の科学、その他技術の施策を施したもののが日本の排出削減のクレジットになったような例は概念として除かれて、あくまでも国内対策だけということなのかということを確認したい。

それから、長くならないようにしますけれども、今後、京都議定書はもう延長しない方向で、今年のCOPでどうなるか、CDMもどうなるかですけれども、例えば2国間クレジットとか、恐らく森林吸収とかの考え方もプラスアップされる可能性もあると思うのですが、そういうものは今後積極的にもっと具体的に評価したり、記述したりするような方向はとられたほうがいいかと今後のことは思ったものですから、すみません、質問と若干の意見とで教えていただければと思います。

○三浦評価改善課長 では、お願ひします。

○木内環境政策課長 では、最初の畠山委員のお話の中で、事前の宍道湖のヤマトシジミの話をされて、それで調べてみたのですけれども、斐伊川の上流のダムはもちろん防災の話があって、斐伊川が天井川だということで、そこでおっしゃっていた養分を流すことによってどういうふうに流れるかとか、そのあたりは、こう言ってはあれですけれども、二の次と言うのですかね、その辺があって、原因ははっきりとはしないんだけども、宍道湖のヤマトシジミが減少していたということが事実としてわかっております。おっしゃったように、国土交通省との話というのは重要だと思っておりますので、引き続きやっていきたいと思います。

それから、大山委員のクレジットの話ですけれども、農水省の温暖化戦略の中に位置づけがなかったクレジット対策というのは、国内クレジットのことでございます。CDMではなくて、国内クレジットというのは後から開発されてきた話で、経産省、農水省、環境省が一緒になっていろいろ勉強してきたもので、これについて実際にはやってきたけれども、この戦略の中にきちんと書かれていなかったということです。

それから、農水省の戦略の中にCDMとかそういう海外との取引の話とかが入っているかというと、今のところはそこまでは入っておりません。

○大山委員 わかりました。ありがとうございました。

○三浦評価改善課長 速水委員、どうぞ。

○速水委員 私の事前の質問等にきっちりとお答えいただきまして、ありがとうございました。

一部私の考え方とずれているので追加説明をいたします。例えば先ほど木質バイオマスのことをおっしゃられたのですけれども、私自身は、例えば魚の残滓だとか、いろいろなバイオマスというのは存在すると思うのです。決して木質バイオマスにこだわらずに、やはり第1次産業から出てくるバイオマスというものをどううまくバイオマス燃料として、特に熱源としてどう使っていくのかみたいな話は、農林水産省全体で横串で見て行くぐらいのつもりで、エネルギーとしての利用価値を高めていくことが大事だと思います。

常にこういう第1次産業から出てくるバイオマスの問題というのはどう集めていくかという集荷の問題が一番難しくなってくるのだろうと私は理解しているのですけれども、そういう意味では、あるバイオマスだけに限らないで、総合的に利用できるような考え方、もちろんそれがベストだとは言わなくて、木は木でやったほうがいいとか、別々にやったほうがいい場合もあるとは思うのですが、その辺も含めてせっかく環境政策課というものが存在するのであれば、もう少し横串でバイオマス利用というものを積極的に考えていくことをお願いできないかというのが1つです。

それから、国際指標に関しては、もちろん非常にマクロな指標というのは、それはそれで価値があるとは思うのですけれども、もう少し広く捉えて、例えば農業などでも輸出という話が出てきた場合に、環境指標だけではないのですが、GLOBALGAPなどというのがありますね。今、JGAPは多分GLOBALGAPと相乗りはできなくなって、一時相互認証みたいなことをやると言っていたと思うのですけれども、今はやれなくなっていると思いますが、そういう制度であったり、あるいは森林であれば、それは私が関係しているので単近な例になるのですけれども、森林の国際認証制度を考えると日本の独自の認証制度と国際認証制度というのがあって、常にどうしても日本は日本独自の認証制度にこだわっているところがあるような気がするのです。

そういう見方をしていくと、輸出国であれば独自の認証制度にこだわるというのは非常に価値があると私は前から思っていました、ところが輸入国においては、国際的な認証制度を使ったほうが、国内としてははるかに有利だということがよくあると私は理解しているのですよ。日本の農業にしても、林業などにしても、かなりきっちりやっていきますから、国際的な認証制度をある部分だけ努力すればきっちりとれていくということが多くて、その制度 자체はかなり厳しい。他でとれないところも結構出てくる。アジア諸国でとれないところも出てくるみたいな話があって、それを余り国内認証にこだわらないほうがいいのではないかということが私の意見です。それを指標として考えていったらどうだろうかということです。

もう一つ、特に生物多様性なのですが、生物多様性に配慮した管理を行いたいと思った

ときに、例えば林業だったら、私が生物多様性に富んだ森林管理を行いたいと思ったときに、何が手本になるのかというのが、実はガイドラインというものがあまりないような気がするのです。農業は少しずつ出てきているような気がするのですけれども、それでも本当に参考になるようなガイドラインというものが作られていない。水産業などもそうだと思うのです。

ここでも一時、検討会が行われていたと思うのですけれども、結局本格的なガイドラインのところに行かないまま終わってしまったような気がするのです。特に林業のほうは国有林がありますので、余りガイドラインを作りますと、国有林はガイドラインではなくて必須項目になってしまいうような気がして、みんなちょっと引き気味になるのかなという思いがあるのですけれども、それでもやはりこの3つはしっかりしたガイドライン、農業の場合は幾つか業態が違うのでそれぞれに細かくしなければいけないかもしれません、やはり生物多様性に関してはきっちりとしたガイドラインを作っていて、やろうと思ったらそれを目標にやればいいというぐらいにしておかないと、温暖化の場合はかなり数字的にはっきりわかってきますけれども、生物多様性に関しては、どうやれば生物多様性に富んだ管理ができるのかというのは非常に難しいというのが私の実際の経験でもあるので、できればそういうものがあって、それを実行していくものが指標となっていくぐらいのつもりにしたほうがいいのではないかと思います。

少し時間がかかりましたが、質問です。以上です。

○三浦評価改善課長 それでは、お願ひします。

○木内環境政策課長 ありがとうございました。

バイオマスの件は、そういうふうに横串でしっかりと見ていきたいと思いますし、国際的な指標については、いろいろと統合する指標とかいろいろありますけれども、この辺もしっかりと見ていきたいと思います。

それから、山の部分の指標というのは非常に難しくて、林野庁からも伺っているのですけれども、今、カミキリムシとかいろいろ出てきたのですが、志向すべき多様性の姿というのを考えながらどういうふうにしていくかというのをこれから研究していくことにしておりますので、やっていきます。

○速水委員 ありがとうございます。

○三浦評価改善課長 ほかの委員の方、いかがでしょうか。

婦木委員、どうぞ。

○婦木委員 今の生物多様性の話ですけれども、私も田んぼにずっと行っておりますので、やはり速水委員が言われましたように、生き物調査というのは非常に各地でも行われております。そういうものの中から生物多様性の指標というものはしっかりしたものができるいいなと思っております。

ただ、経験談から言いますと、例えばクモなどは、梅雨明けの2日前に大発生しますね。大体そういう感じなのです。朝行って、クモがびっしり張っていると、その次の日ぐらい

に梅雨明けする。これは私の経験談ですが、やはり一様ではないわけです。そのあたりをどう精査しながら指標にしていくのかということをぜひ研究していただいたらいいのかと思っております。

それから、温暖化対策のことで、私はトラクターに乗るので、燃料ですね。燃料についても、ぜひBDFとか使いたいなと思うのですが、非常にコストが高くなる。今、残念ながら、軽油だと免税軽油だとかいろいろな面で優遇措置がありますね。それと比較すると非常に割高になって、それだけのメリット感というのはなかなか出せない。それから、トラクターの使用の問題もありますし、いろいろな問題でなかなか取り組めないでいるのですけれども、例えば混合すると密造になってしまっていけないですね。そういういろいろな法的な規制等もありますので、ぜひそのあたりも研究していただいて、できるだけそういう方向に推進するのであれば、しやすい方向なり、支援を考えていただきたいというのが1点。

もう一つ、最後に、私は農業をやっていまして、トマトを毎年作るのですが、今まで7月ぐらいにトマトをつくると、夜温が下がって非常においしいトマトができる。ところが、このごろ夜温が下がらなくなったり。そうすると、ぼけたような味になっておいしくない。最終的には、嫌だけれどもハウスの中でつくって、ハウスに影になるそういうシートをかぶせてつくらないとダメというような状況になりつつあるのです。それが私なんかの現場の状況なわけです。そういうことがたくさん起こっていると思うのです。

今、いろいろなことに対する対応というのが出てきておるのですが、ぜひその辺の詳しい現場の話だとか、私自身もお米をつくりっていますので、例えば「にこまる」が幾らいいと言われても、こしひかりのほうが売れるわけですよ。そうすると、やはり手に負えないとか、私自身はこしひかりでも、普通に植えるのではなくて、2条植えて、1条空けて、2条植えて、1条空けてという植え方をしているのです。そうすると、非常に風が通って、割合白濁になるものが少なく、非常にいいのかなと私3年ぐらいやって思っているのです。最終的に充実度も上がって、収量も9割ぐらいとれるという状況になっておるのですが、いろいろなことを現場では恐らく取り組まれていると思うのです。その辺も研究者なり現場のそういう農業者と、普及センターとかいろいろなそういう末端の人たちとの交流の中から、そういうものを少しずつでもピックアップしながら研究していってもらいたいなと思います。そういう技術が普及することによって、この温暖化に対する技術も対応できるようなものが出てくるのではないかと考えますので、ぜひ地道な取組になろうかと思いますが、よろしくお願ひしたいと思います。

○木内環境政策課長 承知しました。

○三浦評価改善課長 他はいかがでしょうか。

そうしましたら、予定の時間を大分オーバーしておりますので、本日の議事はここで終了させていただきます。時間も限られておりましたので、御不明な点等がございましたら、事務局のほうまでお問い合わせいただければ対応しますので、よろしくお願ひいたします。

長時間にわたり、本当に貴重な御意見をいただきまして、ありがとうございました。
以上をもちまして「政策評価第三者委員会」を終了いたします。